

令和元年

南三陸町議会会議録

第6回定例会 9月6日 開 会  
9月19日 閉 会

南三陸町議会

令和元年9月9日（月曜日）

第6回南三陸町議会定例会会議録

（第2日目）

---

令和元年9月9日（月曜日）

---

応招議員（16名）

1番	須藤清孝君	2番	倉橋誠司君
3番	佐藤雄一君	4番	千葉伸孝君
5番	後藤伸太郎君	6番	佐藤正明君
7番	及川幸子君	8番	村岡賢一君
9番	今野雄紀君	10番	高橋兼次君
11番	星喜美男君	12番	菅原辰雄君
13番	山内孝樹君	14番	後藤清喜君
15番	山内昇一君	16番	三浦清人君

---

応招議員（16名）

1番	須藤清孝君	2番	倉橋誠司君
3番	佐藤雄一君	4番	千葉伸孝君
5番	後藤伸太郎君	6番	佐藤正明君
7番	及川幸子君	8番	村岡賢一君
9番	今野雄紀君	10番	高橋兼次君
11番	星喜美男君	12番	菅原辰雄君
13番	山内孝樹君	14番	後藤清喜君
15番	山内昇一君	16番	三浦清人君

---

欠席議員（なし）

---

説明のため出席した者の職氏名

町長部局

町	長	佐藤	仁君
副	町長	最知	明広君

會計管理者	三浦清隆君
總務課長	高橋一清君
企画課長	及川明君
震災復興企画調整監	桑原俊介君
管財課長	三浦勝美君
町民稅務課長	阿部明広君
保健福祉課長	菅原義明君
環境対策課長	佐藤孝志君
農林水産課長	千葉啓君
商工觀光課長	佐藤宏明君
建設課長	三浦孝君
建設課技術參事 (漁港担当)	田中剛君
復興推進課長	男澤知樹君
上下水道事業所長	佐藤正文君
綜合支所長	佐久間三津也君
南三陸病院事務長	佐藤和則君
總務課課長補佐 兼總務法令係長	岩淵武久君

教育委員会部局

教育長	齊藤明君
教育總務課長	阿部俊光君
生涯學習課長	大森隆市君

監査委員部局

代表監査委員	芳賀長恒君
事務局長	三浦浩君

選挙管理委員会部局

書記長	高橋一清君
-----	-------

農業委員会部局

事務局長	千葉啓君
------	------

事務局職員出席者

事務局 長

三浦 浩

主幹兼総務係長  
兼議事調査係長

小野 寛和

---

議事日程 第2号

令和元年9月9日（月曜日）

午前10時00分 開議

第 1 会議録署名議員の指名

第 2 一般質問

---

本日の会議に付した事件

日程第1から日程第2まで

午前10時00分 開議

○議長（三浦清人君） おはようございます。ご苦労さまでございます。本日定例会2日目となります。よろしくお願いいたします。

ただいまの出席議員数は16人であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

なお、傍聴の申し出があり、これを許可しております。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

なお、総務課長補佐が退席をいたしております。

---

#### 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（三浦清人君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により、議長において4番千葉伸孝君、5番後藤伸太郎君を指名いたします。よろしくお願いいたします。

---

#### 日程第2 一般質問

○議長（三浦清人君） 日程第2、6日の金曜日に引き続き一般質問を行います。

通告3番、佐藤正明君。質問件名、1、防潮堤工事について、2、文化財などの整備及び維持管理について、以上2件について一問一答方式による佐藤正明君の登壇発言を許します。

6番佐藤正明君。

〔6番 佐藤正明君 登壇〕

○6番（佐藤正明君） まず、おはようございます。

それから、台風15号ですか、太平洋にそれたと。ただ、その後の被害がいろいろ想定される中、私の一般質問におつき合いしていただき、大変ありがとうございます。

それでは、ただいま議長の許可を得ましたので、6番佐藤正明は登壇より一般質問一答方式で1件目の質問を行います。

質問相手は町長になります。質問事項は防潮堤工事について。質問の要旨は、震災から8年6カ月を迎えようとしています。あつという間とを感じる一方で、やっと、またはまだまだと捉える方もあると思う中で、当町の基本構想の基本原則はなりわいの場所はさまざまであっても住まいは高台にとあり、高台移転はほぼ完了と思われま。復興・創生のハード事業での残りは防潮堤工事であると思。防潮堤工事については、発生頻度の高い津波を防潮

堤で防止する計画であり、計画した防潮堤工事は現在施工中であります。復興・創生期間が2020年度までとなっているが、復興・創生期間内に完成できるのか、次の点について伺います。

1、現時点での進捗状況は。

2、復興・創生期間までに完成できない場合の対応策は。

以上、1件目の2点を登壇からの質問といたします。

○議長（三浦清人君） 町長。

○町長（佐藤 仁君） おはようございます。

それでは、佐藤正明議員の1件目のご質問、防潮堤工事についてお答えをさせていただきたいと思えます。

まず1点目のご質問、進捗状況についてであります。本町は管理する19漁港のうち宮城県に施工委託をした長清水漁港を除く18漁港で防潮堤を建設しております。これまでに寺浜漁港防潮堤が平成30年5月に完成し、そのほかについては平成28年3月から平成30年12月にかけて順次工事請負契約を結び、現在、17漁港18工区で工事を進めているところであります。

本年7月末時点における18工区の工事進捗率は平均で約31%となっております。全ての工区で基礎部分を施工中であります。また、田浦漁港、折立漁港、藤浜漁港では防潮堤本体工に取りかかっている状況であります。

次に、2点目のご質問、復興・創生期間までに完成できない場合の対応策についてであります。本年3月8日に閣議決定をされました復興・創生期間における東日本大震災からの復興の基本方針の変更では、一部のハード事業が復興・創生期間内に完了しない可能性があるということは認めた上で、個別の工事箇所ごとに進捗管理を徹底することなどにより期間内の完了を目指すということにしております。

また、村井知事もご承知のように先月19日の定例記者会見におきまして、県内全ての防潮堤工事について復興・創生期間が終わる2020年度の完成を目指すことを表明いたしました。

これらを踏まえ、本町といたしましても復興・創生期間内の防潮堤工事の完成を目指してあらゆる努力を注いでいきたいと考えているところであります。

○議長（三浦清人君） 佐藤正明君。

○6番（佐藤正明君） ただいま答弁をいただきました。昨年の9月の定例会で防潮堤工事について、私、質問いたしました。そのときは30年度内のことしの3月までには25%の出来高を望むとあったんですが、きょう7月現在においては31%ということで延びているなどそのよ

うにと思いますが、これはあくまでも平均でございますので、一番下がっているところと一番出来高が上がっている場所についてどのぐらいの差があるか、その辺ちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（三浦清人君） 町長。

○町長（佐藤 仁君） 個別の工事件名につきましては、担当の参事から答弁をさせたいと思いますのでよろしくお聞きしたいと思っております。

○議長（三浦清人君） 建設課技術参事。

○建設課技術参事（漁港担当）（田中 剛君） まず、一番進捗がはかどっているところと申しますと、現在のところ、折立左岸全体で約54%でございます。最も進捗がおくれているところということになりますと、一番最後に契約を結びました港漁港約3%でございます。

○議長（三浦清人君） 佐藤正明君。

○6番（佐藤正明君） その港漁港ですか、3%は大分厳しいんじゃないかなと。これは2020年度までですか。見込みはあるのか、その辺なぜ発注も遅く、そしてそのような状況になっているのか、内容をお聞きしたいと思っております。

○議長（三浦清人君） 建設課技術参事。

○建設課技術参事（漁港担当）（田中 剛君） 港漁港につきましては、防潮堤本体と防潮堤を乗り越えていきます町道の工事を一本化いたしまして発注いたしました。その関係で発注時期が約数カ月おくれたという事情がございます。

また、現在、工事を進めておりますが、防潮堤本体につきましては比較的延長も短く高さも比較的低い防潮堤でございます。ただ、現場は盛り土をいたしまして地盤沈下等が安定する期間を必要とするということから、あと1年半という施工期間の中では何とか工事をおさめられるものと考えております。

○議長（三浦清人君） 佐藤正明君。

○6番（佐藤正明君） 1年半で何とかなるとそういうお話ですが、用地関係についてはこの場所は大丈夫なのか、その辺です。

それと、今、用地、違う現場のことなんです、3月の議会だったと思うんですが、いまだ30%しか決まっていない現場があるという現場もお聞きしておりますが、そちらの現場の用地確保についてはどのような状況になっているか、その辺も伺いたいと思っております。

○議長（三浦清人君） 建設課技術参事。

○建設課技術参事（漁港担当）（田中 剛君） 港漁港の用地買収状況でございますが、全ての



地権者の皆様から契約をいただいております。それから、全体で申しますと現在のところ、契約率といたしましては90%の地権者の方々と契約を終えております。なお、残り10%につきましても、順次といいますか、お話は進めさせていただいておりますとおおむねご了解をいただいておりますので、特に用地で問題になっているという状況ではございません。

○議長（三浦清人君） 佐藤正明君。

○6番（佐藤正明君） 用地契約については港はオーケーだということですが、あと残すほかの現場ですか、それは90%まで用地買収済みというお話を聞きました。残り10%ですか、そこらも了解済みと言っているんですが、今までの経緯を見ますと、地権者はオーケーと言っているんですが、それが手続がなかなか期間を要してその間にやはり地権者もせっかく承諾しているのにさっぱり契約に来ないと、そういうお話何回も聞いています。その間にやはり地権者においては気が変わる方もございますので、その辺、建設課で契約までやっているわけだと思ってしまうんですが、その辺うまくやりとりして管財と連携をとって承諾を得たら即対応してもらいたいなど。残りの10%も早目の対応でしていかないとうまくないんじゃないかなと、それをひとつ望んでおきます。

なぜ、その10%が現場においてうまくないかといいますと、やはり用地全体を使わないと工程上うまく進まない関係ございますので、その辺、工事の段階がございまして、それは必ずやっていただきたいと思いますが、大丈夫ですか、その辺。

○議長（三浦清人君） 建設課技術参事。

○建設課技術参事（漁港担当）（田中 剛君） 残り10%と申しましたが、そういったまだ未契約の地権者の皆様とも今回、私、人あたりお会いしまして、また若干間があいてくるような場合には電話等をできるだけ接触期間の間が長くないように努めているところでございます。

事情があつてまだ未契約ということですが、議員ご指摘のとおり決して皆様方は事業に反対というわけではございません。こちらの対応のおくれというものが原因で気分を害されるというようなことも多々ございました。事実、私もお会いする中でそういったご意見も頂戴しておりますので、できるだけ早期に契約まで進めさせていただきたいと考えておりますのでご理解いただきたいと思います。

それから、用地全体、やはり工事を進めていく上では虫食い状態ではなかなか進めづらいというのも承知しております。できるだけ早く100%契約いただくように今後も管財課と協力して進めていきたいと考えております。

○議長（三浦清人君） 佐藤正明君。

○6番（佐藤正明君） できるだけといいますか、今現在においてはもう完全に確保しておかなきゃいけない形なんですけど、やはり2020年まで決めなきゃならないという状況にありますので、その辺はしっかりとやっていただきたいと思います。本来ですと用地を確保してから発注と、そういう段階になっておりますので、町長、その辺のことも担当課にひとつよろしくお願ひしたいと思います。

それから、10月から消費税が上がるという形になろうかと思ひます。今、防潮堤工事で200億円以上ですか、工事費があるんじゃないかなと。そういう形で、その時点で出来高確認とか出来高検査をやらないと大変なことになると思ひますが、その辺の動きはどうなっておりますか。

○議長（三浦清人君） 建設課技術参事。

○建設課技術参事（漁港担当）（田中 剛君） 議員ご指摘のとおり来月から消費税率が10%に上がります。したがって、今月末時点で出来高を確認いたしまして、その分につきましては消費税率8%を適用し、それ以降にでき上がってくるものについては10%ということで仕分けをしたいと考えております。

○議長（三浦清人君） 佐藤正明君。

○6番（佐藤正明君） その辺は忙しいかと思ひますけれども、ひとつ法律でございましてよろしくお願ひしたいと思ひます。

それと同時に、スライド工法ですか、スライド条項、各現場は恐らくやっているかと思ひますが、全体の現場、スライド単価変動ですか、そちらはやっておりますか。では、よろしく。

○議長（三浦清人君） 建設課技術参事。

○建設課技術参事（漁港担当）（田中 剛君） 今年度当初に、1つ、2つの現場からは物価スライドについて適用を求めたいというふうなお話を頂戴しておりましたが、現在のところは具体的お話には進展していません。

○議長（三浦清人君） 佐藤正明君。

○6番（佐藤正明君） 単価スライド、これは規定でございまして、やはり二、三の現場から要望があったと今言っておりますが、全体を恐らく考えないとうまくないのではないかなとそのように思ひます。発注時から現時点までは単価的にはほぼ六、七%違っております。そして、まだあと1年半ありますので、恐らく発注時から10%近くまで変動があるんじゃない

かなと。基準については1,000分の15ということもございますので、その辺、今後どのように動いていくか、町長、ちょっとお聞きしたいんですが。

○議長（三浦清人君） 町長。

○町長（佐藤 仁君） スライドの関係につきましては、制度として国にお決めいただいておりますので、当然、工事を進捗していく中であってそういった物価上昇という部分についてはそちらでちゃんと面倒を見るということになっておりますので、具体的にそういう問題があった際には、当然、業者の皆さん方も役場建設課においでいただいて、その辺のお話をさせていただきたいと思っております。

○議長（三浦清人君） 佐藤正明君。

○6番（佐藤正明君） それでは、私から言うのも何ですけれども、各業者に確認をとっていただきたいと思いますが、そしてその規定に基づいて一応それなりの方法でお願いしたいと。

それと消費税ですか、ちょっとそれ以上大変かと思うんですが、いろいろそのことも頑張っていたくしかないと思っておりますので、参事、よろしくお聞きしたいと思っております。

あと、それから想定外で見直しがある場合は迅速に進め進捗に影響がないように考えると、その辺についても答弁がございました。受注者では、現場では変更が生じた場合には協議書や指示書などで工事とか施工を変更しております。発注者は、協議書や指示書のほかに現場の立ち会い等も行なっていることから現場での計画の変更をやっているが、変更時になり対象外とされ設計に取り上げられないということも聞いております。指示書や協議書とあと現場で立ち会って、そしてあと担当課の皆さんそれぞれ回覧して捺印しているんですが、その辺についてちょっとお聞きしたいんですが、せっかく協議書、指示書出しても無意味ではないかなと、その辺お願いします。

○議長（三浦清人君） 建設課技術参事。

○建設課技術参事（漁港担当）（田中 剛君） 議員ご指摘のとおり、今回の工事につきましては規模が大変大きいものですので、間違いのないように指示あるいは協議、これらは全て書面を通して行うということを徹底しているところでございます。その中で、いわゆる契約変更の対象とするか否かにつきましては、一般的な現場経費あるいは技術管理費等で業者の皆様にご負担いただくことが適当と判断される内容につきましては変更の対象外とさせていただいております。また、判断がつかないような場合につきましては、先ほど申しましたように書面でもって業者の皆様にご指示等を出させていただいておりますので、その中で対象外とする、あるいは対象とする、こういったところを明確に打ち出した上で指示書を切らせて

いただいているところでございますのでご理解いただきたいと思ひます。

○議長（三浦清人君） 佐藤正明君。

○6番（佐藤正明君） 受注者については指示書とか協議書ですか、出せば当然変更になると、そういう形の考へを持っております。そして、その状態で現場を進めていって、変更した時点ではこれはちょっと見られないとかというようなことも言っていると、そういうお話も聞いておりますので、やはり変更した場合にはそれなりの経費もかかっているような状態でございます。金額の大きい現場でございますので、やっぱりその辺、即現場に影響が出てくる可能性があるんですが、その辺、参事は聞いてございませぬか。参事らは判こまで押しているんですから、その辺よろしくお願ひします。

○議長（三浦清人君） 建設課技術参事。

○建設課技術参事（漁港担当）（田中 剛君） 先ほど申しましたとおり、発注者からの指示につきましては書面で全てご回答なり、あるいは指示をさせていただいております。ということで、当然、私もそれについては決裁をいたしております。その中で、町で設計変更として処理できる、できないということを明確にお伝えしているつもりでございますのでご理解いただきたいと思ひます。

○議長（三浦清人君） 佐藤正明君。

○6番（佐藤正明君） それは書面でやりとりして口頭だけでいいのかなとつくづく思うんですが、それと同時に、工種によってどうしても見なきゃならないということを重変では、国ですか、見れないと言って、それはあとそのほかは単費、町費で見るといふことも言っているようですが、その町費、町費といつても町費の負担も大変かと思ひますが、その辺の内容についてちょっと伺っておきたいと思ひます。

○議長（三浦清人君） 建設課技術参事。

○建設課技術参事（漁港担当）（田中 剛君） まず、口頭指示というのは恐らく現場で現場担当者が請負者の皆様から相談、協議あるいは事情をお聞きして、その場でもしかしたら設計変更の対象とするということを口頭で申し上げたかもしれませんが、先ほど申しましたように全ては書面でもって指示をさせていただくということを徹底しておりますので、その後、私に書面でもって決裁書が回ってきたその時点で実はいわゆる公費の対象外となるんじゃないかということでお伺ひしたのものもあるかと思ひます。

ただ、内容によりましては金額、かなり請負者の負担が大きくなるものもございませぬ。そういったものについては、町との折半ですとかそういったことも今後検討していく必要がある

と考えておりますので、再度、そういったところをございましたら請負者の方から現場監督に申し出ていただければ再度検討していきたいと考えております。

それから、現場としては必要ですからやむを得ず施工した、でも実際にはいわゆる国費の対象とならない場合、これ当然あろうかと思えます。先ほども申しましたように、そういった場合は業者の皆さんと協議の上、業者のほうでご負担いただく場合あるいは町で負担する場合あるいは折半する場合、こういったところ、どれが適当であるかということも協議してまいりたいと考えております。

○議長（三浦清人君） 6番、質問相手は町長ですので。佐藤正明君。

○6番（佐藤正明君） 町長、今、話聞いていると思うんですが、一応職員の方々も重変というのは国まで変更していかなきゃならないと。こっちでは、町では変更をやらざるを得なくていろいろ書類をつくって、そしてまずもって県に許可をいただいて、そしてそれが県からいいと言われて県で許可を得て、今度国へ持っていくと。国へ持っていけば、これはちょっと見られないとかそういうのが発生している形なんです。その中で、やはり国で見られない、復興費で見られないということになると、今、参事がお話ししたとおり業者で負担しなきゃならないのか、あと町で負担しなきゃならないのか、それで折半しなきゃならないのか、そのような状態でございます。

ですので、やはりその辺しっかりお願いすること、あるいはそれに必要な書類を出して、できるだけやはり復興費を使えるような形で、国のほうにといいますか、町長からも働きをお願いしたいと思えますが。

○議長（三浦清人君） 町長。

○町長（佐藤 仁君） これまでもそうですが、個別の案件ということでお話しするんじゃなくて一般的な考え方ということでお話しをさせていただきますが、重要変更協議につきましては、ご案内のとおり国との協議ということが大変これは第一義的に必要なことでございますので、町としても、できれば町の持ち出し、あるいは業者の方々の持ち出し等を含めて極力ないような形の中でお願いしたいという前提で協議を国とはしてございますので、そういう取り組みといいますか協議の仕方ということについては、これまでもそうですし今後もそういう取り組みの仕方については進めてまいりたいと考えております。

○議長（三浦清人君） 佐藤正明君。

○6番（佐藤正明君） やはり単費も大変かと思えます。今回、5月から町長も町村会の会長になりましたのでなおさらのこと国の働きをお願いしたいと思えますが、その辺しっかりお願い

いしたいと思います。

あと、それから現場で変更するために数量を上げているんですが、なかなか返答が来ないと。そういう形で発注者のほかに支援業務、今、町で手伝ってもらっているんですが、その連携はうまくいっているのか。町長、その辺、担当課から何か聞いておりませんか。

○議長（三浦清人君） 町長。

○町長（佐藤 仁君） 具体の個別のことまでなかなか私のところまでは上がってくるということとはございませんが、いずれ担当課含め、そういった進捗状況等含めて丁寧に今協議をしながら工事を進めているというところがございますので、今、私の答弁で当然抜けている部分は参事から答弁させたいと思います。

○議長（三浦清人君） 建設課技術参事。

○建設課技術参事（漁港担当）（田中 剛君） いわゆる発注者支援業務に当たっている者との連携等につきましては、幾分かは、それは全てが100%うまくいっているというわけではないかと思えます。ただ、現在のところ、目に余るようなふぐあいというのは私は承知しておりません。

また、先ほど請負者の方々から町に報告が上がってもそれに対する返答が遅いというご指摘でございましたが、こういったことにつきましては原則1週間以内にはお返しするということを契約当初からうたっておりますので、それを徹底していくように今後も努めてまいります。

○議長（三浦清人君） 佐藤正明君。

○6番（佐藤正明君） では、よろしくお願ひしたいと思ひます。もう待たなしてございませぬのでよろしくお願ひしたいと思ひます。

あとは1カ所の現場についてなんです、1回工事ができなくて打ち切りになった現場、皆さんご存知だと思います。そいつは再発注されて現場に入っているんですが、なかなか調査しても図面と現地が合わない状態で、発注からもう3カ月ぐらいたっているんですが、全然手をかけられないというようなことも聞いております。発注して即変更というのはちょっとおかしい形でございますので、町長、その辺どのように感じていますか。

○議長（三浦清人君） 町長。

○町長（佐藤 仁君） 大変、今の状況はわかります。1回取り消してまた再発注というのはわかりますが、それを具体的に今どう進めているかということについては、大変申しわけございませんが私承知してございませぬので、担当参事から答弁させたいと思ひます。

○議長（三浦清人君） 建設課技術参事。

○建設課技術参事（漁港担当）（田中 剛君） 8月末時点での進捗率が各現場から報告されてきております。ご指摘の現場につきましては極めて進捗率が低かったこともございまして、改めて私からおくれの原因について報告を求めるということをしているところでございます。今、議員ご指摘がございましたこちらからのいわゆる設計図書と現地との相違、これらにつきましては、実は先ほど議員ご指摘のとおりこの工事につきましては一度発注して期間内に終えられなかったというような経緯もございます。

したがいまして、現地と図面、設計図書との相違につきましては、前回発注した折に一度見直しているかと思えます。また、具体の相違等については私も承知しておりませんので、改めて確認した上で対処してまいりたいと考えます。

○議長（三浦清人君） 佐藤正明君。

○6番（佐藤正明君） 再発注してまで現地と照らせれば図面が合わないと、本当に無駄な期間を過ごしているんじゃないかなと。その辺、やはり今後、どこの現場もそうですけれども、発注図面はコンサルさ書かせて、コンサルはその時点で終わって、あと全然手をかけないということのようでございますが、やはりその辺もう少しコンサルにも力を入れさせる必要があると思えますが、町長、どのように思えますか。

○議長（三浦清人君） 町長。

○町長（佐藤 仁君） 佐藤議員、大変申しわけないんですが、担当参事も承知していない部分を私に質問されてもなかなか答えられないというのが現実でございますので、その辺はひとつご理解いただきたいと思えます。

○議長（三浦清人君） 6番、一般質問をお願いします。6番佐藤正明君。

○6番（佐藤正明君） わかりました。

とりあえず、そういう状況もありますので、何回も言うんですが、本当は2020年度までという形でございます。漁港ばかりでなく町発注の復興のために発注されている現場においても、発注して現場に行けば即仕事が出来ないという状況の現場が非常に多いようでございます。その辺、何回もですが、待ったなしの期間でございましてそれをやっていただかないと業者も大変でないかと思うんですが、その辺は町長からというとまたあれですけども、その辺しっかり町長、担当課から確認をとっていただきたいんですが。

○議長（三浦清人君） 町長。

○町長（佐藤 仁君） 進行管理については副町長がやっておりますのでこの後答弁させたいと

と思いますが、基本的に今南三陸町の復興事業について、従来から繰り返しておりますが、残っている事業についてはほぼほぼ海関係の事業と、とりわけ防潮堤の工事というのが一番のうちの町の復興事業で最後まで残っている事業ということになります。したがって、復興・創生期間内で町の復興事業を完遂するという点について一番重要なのは、防潮堤工事をどう完成させるかということにかかっていると思います。

さまざまな課題があります。地権者の問題等もございますし、これは一部ですが、それから重要変更の部分の問題とか、あるいは地元の方々の要望、例えば、漁業の繁忙期については工事を中断していただきたいという要望もございますので、そういうものをすべからず調整しながら進めていかなければならないところがございまして、実は先日、先週か、建設課の職員全員に集まってもらいまして、私からある意味叱咤激励といえますか、とにかく皆さんの今抱えている仕事ということが復興事業完遂に向けて皆さん方のお力を全て結集しないとかなかなかできないということで訓示をさせていただきました。

したがって、そういう今町として一丸となってこの問題についていわゆる事業の完遂に向けて取り組んでいるということだけのご理解をいただきたいと思っております。

○議長（三浦清人君） 副町長。

○副町長（最知明広君） それでは、事業の執行管理というような立場からお話をさせていただきます。

今、町長申しましたように防潮堤工事については20年度までに完成をさせるということで明言をしておりますので、特に漁港関係あるいは防潮堤関係についてはその都度進捗管理の会議を開いております。具体的にどういう問題があるのかということも含めて担当課から聞き取りをして、その部分についてはどういう措置が必要なのかということも含めて全てチェックをしておりますので、ぜひ20年度までに完成させるべく職員挙げて頑張ってもらいたいと思いますのでよろしくお願ひしたいと思います。

○議長（三浦清人君） 佐藤正明君。

○6番（佐藤正明君） やはりその段階、段階で業者もやっていかなきゃいけないと、それが最初からつまづいたんでは2020年度まで間に合わないと思いますので、その辺しっかり協議検討をお願いしたいと思います。

それと2点目についてなんですけど、復興・創生期間までに完成できない場合の対応策はということですが、国でも平成31年3月8日の閣議決定でどうしても2020年度まで完成ということを行っているようでございます。それがどうしてもできない現場が恐らく出てくるかと思



います。その辺について発注者としてどのように考えているか、その辺を伺っておきたいと思います。

○議長（三浦清人君） 町長。

○町長（佐藤 仁君） 発注者といいますか我々の立場とすれば、これまでも役場内もそうですし担当のみんなにもそうですし対外的にも我々が言ってきたのは、創生期間内で完成をさせるということが我々の目標でございますので、どうなの、もしできなかつたらという考え方について、今、ここでなかなかお答えするわけにはまいらないと思っております。多分、佐藤議員が懸念する部分のケースというのは出てくる可能性が全くないということについては私も言うつもりはございませんが、しかしながら、あくまでも目標は目標としてそれに向かってみんなで邁進をするということが大事だろうと私は思っております。

○議長（三浦清人君） 佐藤正明君。

○6番（佐藤正明君） そうですね、目標に向かって頑張っていくのが本当だと思います。最初から私もできなかった場合というのもちよっとうまくなかったんですけども、やはり目標に進んでいくためにはそれなりの条件事をしっかり決めていただきたいと、それも1つございます。

そういうことで1件目についてはいろいろと議論を行いました、最後に町長の4年間の目標ということで今2年が過ぎようとしている中でありますが、復興事業を完成したいと、これは町長が前にも言っております。特に防潮堤や漁業集落整備を進めると言っております。2020年、本当にいろいろ発注者としても受注者に手間取らせないように、ひとつその辺お願いしたいと。

また、総理も東日本から大震災からの復興なくして日本の再生はないと言っている形でございます。これからいろいろな問題が残されるかと思いますが、早期完成に発注者は発注したばかりでなくそれなりに現場の指導をしていただくと、請負者もそれと一緒に工事を進めていかなきゃならないと思いますので、今後、さらに指導等お願いして1件目の質問を終わらせていただきます。

議長、続けていいですね。

それでは、2件目に入ります。

2件目、町の歴史や文化であり貴重な財産と思う町指定の文化財などについて平成29年3月にそれぞれの指定箇所を確認し整備や維持管理を適宜対応との答弁がありました。このことについて、次の点を伺います。質問相手は教育長になります。質問事項については文化財な

どの整備及び維持管理について。

1、指定されている文化財など、現在の整備や維持管理の状況は。

2、今後の整備や維持管理計画は。

以上、2件目の2点を自席からの質問といたします。

○議長（三浦清人君） 教育長。

○教育長（齊藤 明君） おはようございます。よろしくお願いいたします。

佐藤正明議員の2件目のご質問、文化財などの整備及び維持管理についてお答えさせていただきます。

初めに、ご質問の1点目、指定されている文化財など現在の整備や維持管理の状況につきましては、議員ご承知のとおり町文化財保護条例では、指定する際に所有者の同意を得て指定書を交付し、指定書の交付を受けた文化財の所有者等は教育委員会の指示に従い指定文化財の管理をしなければならないと規定しております。現在は、順次、指定文化財の状況を確認しながら適宜対応している状況であり、また町指定文化財の収蔵場所の管理につきましても、東北歴史博物館の協力を得ながら収蔵環境の維持に努めているところでございます。

次に、ご質問の2点目、今後の整備や維持管理の計画につきましては、町文化財保護条例では、町指定文化財の整備や修理に多額の費用を要し、所有者等がその負担に耐えない場合等には町予算の範囲内で費用の一部を補助することができると規定されておりますが、現在、文化財補助金等の制度設計を行っていることから、その調整がつき次第、文化財補助金等交付要綱を施行し、主に個人所有となっている町指定文化財の整備及び維持管理に活用していく予定にあります。

○議長（三浦清人君） 佐藤正明君。

○6番（佐藤正明君） 答弁いただきました。指定されている文化財などですか、所有者の承認を受けて指定しているという形でございます。前に私質問したのは、所有者から承諾を得て昭和40年代ごろですか、その場所に指定標柱を建ててあったんですが、それが腐って倒れていた関係上、私、29年に質問したんですが、その辺も現地を確認しながら適宜対応していくということをお話しいただきました。今、31年ですので2年たっても倒れっ放しと。また、最近、私も見てきたんですけれども、ちょっとあれではぶざまではないかなと、その辺、本当に現地等の確認をなされているのか、まずもってそれを伺っておきたいと思います。

○議長（三浦清人君） 教育長。

○教育長（齊藤 明君） 平成29年度を含めまして平成30年度、そして今年度と予算の範囲内に

において指定箇所を確認したり整備や維持管理をしているところで、文化財の表示看板の修理とか設置あるいは説明板の設置等、さらには監視カメラ等々を行っているところでございます。詳細につきましては担当の課長の方から申し上げます。

○議長（三浦清人君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（大森隆市君） 標柱等の整備の状況についてなんですけれども、平成29年の3月の時点で恐らく当時の担当課長から戸倉地区から順次北に向かってということでそういった説明があったと思うんですけれども、実際の数で言いますと、平成28年度の事業で戸倉地区11基施工しております。ちょっと29年度は見積徴収が不落到終わったものですから1基も実施していないという状況でございます。30年度につきましては、10基中7基施工しております、その3基は水戸辺川の整備に伴ってまだ手をつけられないということでございまして、完了次第、それは実施していくということとしております。31年度から、本年度からですけれども、順次10基ずつ、志津川地区は10基、それと来年度以降はそれぞれ終わるまでしっかり対応していくというような状況でございます。

○議長（三浦清人君） 佐藤正明君。

○6番（佐藤正明君） 確かに戸倉地区から整備をやっていくというのは私も記憶にございます。そして、今のお話聞きますと29年度には見積もりが合わなくてやらなかったと。その辺せっかく予算をとってあるのに、やはり地域の文化、歴史でございますので、そこを通ったときにここにこういうものがあつたんだと、その地域の方あるいはほかから来た方たちもそれを確認できるんじゃないかなと思いますが、場所ができない場所はまだまだいっぱいあるのでその場所ならず次の場所に移ってもいいと思うんですが、その時点でその辺思わなかったのか。その辺、伺っておきたいと思います。場所については大体の場所はわかっていますね。

○議長（三浦清人君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（大森隆市君） 今年度、教育長も私もちょっと時間を見ながら指定文化財を中心に現地を確認して、そういった標柱、あとはその指定文化財、それから遺跡、そういったものをある程度把握はしているつもりなんですけれども、まだ個人所有のものなどは本人のご了解がないので見れていない状況でございますが、整備計画をもう1回しっかり詰めなければいけないというのが率直な感想でございまして、やれるところから順次やるというのは、これはそうしていきたいとも思うんですけれども、指定文化財については議員おっしゃるとおりやれるところからやっていきたいとは思いますが、史跡とか遺跡、そういった部分についてはまだまだ確認できていない部分がございます、そういったところも含め

て総合的な整備計画を考えていきたいと思っております。

○議長（三浦清人君） 佐藤正明君。

○6番（佐藤正明君） それから、さきの答弁におきまして、保護条例において維持管理するのは保護者の負担というようなことをちょっと耳にしたんですが、その負担というのはどういう意味なのか、ちょっと伺いたいと思います。

○議長（三浦清人君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（大森隆市君） 個人所有の文化財につきましては、個人所有者の負担、何かあった場合に所有者の負担ということにはなっているんですけども、これも議員ご承知だと思っておりますけれども、必ずしもそればかりではなくて、これまでそういった事例があったとしても宮城県の緑化推進委員会からの補助金を使って、あとは持ち出しの分は、町が単費で処理しているというような状況がございます。しかしながら、それにも緑化推進委員会からこれは該当する、該当しないというものがあつたりもいたしますので、全てが該当するわけではないという状況でございます。

それと、たしか29年の3月の段階で補助金等交付要綱は早急に検討したいというお話もあつたんですけども、やはりこれ教育委員会として今年度やっぱりいろいろ回っている中で上限額の設定をどのようにしていくのか。例えば、個人所有者への町支援の額の設定額が余り低過ぎても、これは実効性がないものになってしまうんでないかと。それで、先ほど申しましたとおりあらゆる町文化財、指定文化財、そしてあとは遺跡やそういったものをもう1回再度チェックをして、その中でそれぞれの分野に応じた制度設計をしっかりとしないと、せっかくつくっても効力のないものになってしまうのではないかと考えておきまして、そういった意味では、これからではございますけれども、しっかりと現地の調査、そういったものを含めて、それをした上で喫緊の課題は喫緊の課題として取り組みながら、長期にわたる制度設計をしっかりと考えていきたいと。我々の本来の業務は、貴重な指定文化財をしっかりと後世に保存して残すという使命がございますので、長い目でしっかりと整備をしていかなければならないと考えております。

○議長（三浦清人君） 佐藤正明君。

○6番（佐藤正明君） しっかり調査して、その辺お願いしたいと思います。

なぜ、その辺を私が言うかということ、私が通る道路沿いに昭和40年ころ建てた標柱が倒れているのでつくづくそれ思うんです。その標柱には昔からのいわれとか書いてありますし、子供たちが通ってもその辺は少し重要な面も子供たちの頭にも残るんじゃないかなと、そうい

うことを思います。

そして、鎌倉だったですか平安ごろですか、大船の板碑群があるんですが、その辺についてはまだ私が若いころ、仲間と一緒にあそこをコンクリートで集めて建てた記憶がございます。その場所においても表示板等が大分さびて、あれではせっかくそのように表示を出しているのにはちょっとうまくないんじゃないかなということを思いますので、表示板と標柱とぐらいは年度計画をかけてもいいんですが、それぐらいは最初に手をかける必要があるんじゃないかなと思いますが、その辺いかがですか、教育長。

○議長（三浦清人君） 教育長。

○教育長（齊藤 明君） 文化財につきましては、議員最初にお話をされたように貴重な財産ということは全く私もそのとおりで思っております。こういった史跡関係、文化財、さらには地域の伝統芸能というのは、やっぱり次の世代に伝えていくべきものでありますし伝えなければならぬものだと思っております。こういった文化財を大切にす、あるいは文化遺産というものを大切にすということがふるさとへの愛着であつたり誇りを深めることにもなりますし、地域社会のコミュニティーというか連帯感というか、そういうものに結びついていくあかしとなるものだと思っております。

そういったものが南三陸町の中にたくさんあるわけですので、たくさんあるから見落としがあるということではなく、やはり一つ一つ丁寧に管理をしていくことが、本当にそれこそがふるさとを愛することにつながることになると思いますので、一つ一つ、短期的というよりも中長期的になりそうではありますが、文化財をしっかり確保していかなきゃならないと思っていますところでございます。

そして、そういった文化財をしっかり管理維持すること、さらには文化財を教育的にしっかり利用すること、さらには文化伝承というものを一層働きかけるということは今後の子供たちにも必要なことだと思っておりますので、しっかり取り組んでいきたいと思っております。

○議長（三浦清人君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（大森隆市君） 議員ご指摘の場所については、大至急確認をとって対処したいと考えております。

○議長（三浦清人君） 佐藤正明君。

○6番（佐藤正明君） よろしくお願ひします。子供たちにとってはその時期しかございませんので、やはり標柱にしても標識にしてもそれを目につけるのは、倒れていればその段階の子

供たちは目につかないものでございますので、その辺しっかり現地確認して早期の対応をお願いしたいと思います。

予算の都合もあるんですが、予算は30年度には189万6,000円で、決算では、今回の決算さ上がっているんですが、60万円の不用額が出ていると。確かに60万円でも標識とかそういうのはやれるんじゃないかなと。せっかく予算化したのになぜこうなったのか、それを確認しておきたいと思いますが、その辺いかがですか。

それと、60万円削った関係で、今回、31年度の文化財施設整備工事では120万円の予算に削られていると。180万円が120万円になってしまったと。せっかく本当に見積もって予算にしているのに無意味ではないかなと。よろしく頼みます。

○議長（三浦清人君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（大森隆市君） 平成30年度の予算残でございますけれども、やりたくてもできなかった場所が実際何カ所かございまして、復興工事に伴っている場合であるとか、あとは土地の所有者が変わったりとか、いろいろな状況があってできなかったものが何カ所かあると。ちょっと伺っただけなんですけれども。

あとは、今年度の予算減額になっているのは、志津川地区は、確認はできるんだけども着手できるかどうかまだまだわからない場所がございますので、そういった場所もしっかり確認をとった上で予算を執行していきたいと考えております。

○議長（三浦清人君） ここで暫時休憩をいたします。再開は11時20分といたします。

午前11時00分 休憩

---

午前11時19分 再開

○議長（三浦清人君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

6番佐藤正明君の一般質問を続けます。佐藤正明君。

○6番（佐藤正明君） ただいま、予算の残った分についてはちょっとやれなかったというような答弁をいただきました。その予算は地区でやれなかったというようなことだったんですが、その分ほかの地区何ぼもやる場所があるので、そちらにも今後回すよう努めていただきたいなど。その辺いかがですか。

○議長（三浦清人君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（大森隆市君） 当初の整備計画にこだわらずに、できないのであれば優先順位を上げて対応できるところはしっかり対応したいと考えております。

○議長（三浦清人君） 佐藤正明君。

○6番（佐藤正明君） 対応してください。

それから、地域文化の学習です。地域文化から生き抜く知恵を学ぶため実施していると思いますが、現在、どのようなことを実施しているか、その辺お伝えください。

○議長（三浦清人君） 教育長。

○教育長（齊藤 明君） 地域文化の学習ということで、まず教育委員会としましては、年に2回ですけれども、ふるさと学習会ということで春と秋と2回に分けて町内のそれぞれの地区を回りまして文化財等の勉強会などを行っております。

また、学校関係では、小学校関係では入谷小学校さんでは入谷打囃子について年10時間、12時間くらいでしょうか、練習会をしておりますし、戸倉小学校では水戸辺鹿子躍につきまして土曜日、日曜日という休日の日に保存会の皆様方からご指導を頂戴しているところであります。また、志津川中学校、それで歌津中学校と鹿子躍あるいは地区の伊里前の踊り、獅子舞でしょうか、そういうのを勉強しているところであります。

○議長（三浦清人君） 佐藤正明君。

○6番（佐藤正明君） 芸能についてはそれぞれの保存会が対応して活動していると、この辺は今後もしっかりお願いしたいと。

今、そのほかにふるさと学習ということを年に2回ですか、秋春やっていると。またもとに戻るんですが、そのときにもやはりそういう史跡とか遺跡ですか、回るときはあるのか。そのとき、回ったときにそういうやつに子供たちの目が触れる時間があるんでないかなと、そのためにはやはり標柱等表示板は即対応していただくと。再度になりますが、その辺しっかり対応してください。

それから、昔から入谷では金がとれていました。その金は砂金でしたが、砂金をとる水路等は今現在荒れ放題だと。そういう跡地もありますので、今後、何らかの形でその辺の整備等も考える必要があるのではないかなと。平泉まで金を持って行って金色堂にですか、使ったようないわれもございます。

そして、当地区の打囃子も前々年度ですか、平泉まで行って奉納してありますのでそういうつながりはある形でございますので、その辺の計画性を今後取り入れられるかどうか、その辺もちょっと確認しておきたいと思います。

○議長（三浦清人君） 教育長。

○教育長（齊藤 明君） 入谷の産金という形で各所に、実際南三陸町では入谷地区のみならず

戸倉地区等々にも産金の跡ということでその跡が残っているという話を聞いております。今あったように砂金ということで、いわゆる山に穴を掘って金鉱をとるというような形よりもいわゆる沢伝いに出ている砂金をとるということで、そういった表面だけをとるという産金というのを主に南三陸町では行なっているということで、みよし掘りというそうですけども、そのために沢を削って土を両脇に置いておくということで、跡地とすると非常にわかりにくいというか、さらに今はもう完全にあれから数百年たっているということでイメージをしている金の鉱山の坑道があってというのは少ないと聞いております。そういった南三陸町ならではの産金の仕方についての現状についてはちょっと結構険しい中にあるということで、私も直接目にしておりませんので、しっかりと目にしながらそういった状況を把握していきたいと思っております。

また、入谷の打囃子につきましても、長く伝統ということで伝わってきております産金から養蚕へということで、それこそ山内甚之丞の息子さんの代から入谷の打囃子が始まっているということも教えていただきましたし、地域の中で打囃子を大切にしていること、さらには地域でしっかりと子供からお年寄りまで口伝をするという方法で文化を伝承しているということもわかりました。先日も地区で行なっている伝承なども参観させていただきました。とても大切なことだと思っております。入谷小学校で行っている入谷打囃子の伝承というのは地域とともにいっておりますので、コミュニティスクールという意味合いからも地域とともに学校はあるんだなと思っておりますのでございますので、なお一層、こういった文化の伝承につきまして、学校教育の中でも生かしていきたいと思っておりますのでございます。以上でございます。

○議長（三浦清人君） 佐藤正明君。

○6番（佐藤正明君） お祭り、地域でも頑張っております。今度の日曜日ですか、9月15日、例大祭ということでございますので、どうぞごらんになっていただきたいなと思います。

あと砂金の水路ですが、いろいろ調査していただいて位置をやはり示していただきたいと。私たちが忘れざみになっておりますので、大事な場所だったと思いますので、そういう必要性もあると思います。

それと、あと次の方に時間を余計やらなきゃならないのでこれで、もう1件で終わる形なんですけど、本町には世界的にも有名なウタツギョリュウがあります。その辺、レプリカ等は、今、支所にあるんですね。総合支所に置かれてあるというのは聞いたんですが、行ってみようかと思うんですが、土曜日になってしまったので土曜日、総合支所は閉庁になっているの



ではないですか、土日。その辺、今後どのように考えていくか、世界的にも有名なウタツギョリュウでございますので、観光客においては土日が主だと思います。その辺、どのように考えているかお聞きしたいと思います。

○議長（三浦清人君） 教育長。

○教育長（齊藤 明君） ウタツギョリュウについては本当に大変貴重なものです。やはりウタツギョリュウ、クダノハマギョリュウ、ホソウラギョリュウと3つのギョリュウがこの南三陸町から発見されたということはとても貴重なところだと思っております。

ただ、教育委員会としては、大切な化石というものを後世にしっかりとした形で伝えていきたいというところがありますので保存管理に努めているところでございます。また、展示等については支所さんとも検討を加えながら、支所さんにございますスペースを利用しながら、そこで多くの方々に目に触れるような施設というか、そういう場所をつくっていただければなと思っております。

○議長（三浦清人君） 佐藤正明君。

○6番（佐藤正明君） 支所にそういう施設を整備していくということですが、今言ったように土日の関係はどのような形で対応していくか、その辺ちょっと伺っておきたいんですが。

○議長（三浦清人君） 教育長。

○教育長（齊藤 明君） 平日であれば見せていただきたいということがあれば、施設にあるものをお見せすることはできると思いますが、土曜、日曜日については、ウタツギョリュウの展示をするための職員というか、そういう形はいらっしゃらないと思いますので、どうしてもそういった支所さん等のいらっしゃる時間帯になってしまうのではないのかなと思います。

○議長（三浦清人君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（大森隆市君） 支所と申しますか、支所の中の公民館のスペースを考えておまして、確かに、今、教育長おっしゃったように専属の学芸員等は配属できないんですけれども、しかしながら、公民館であれば年末年始以外、夜9時までごらんになっていただけることは可能でございますので、しっかりしたものを展示したいと考えております。

○議長（三浦清人君） 土日は見るできないですかという質問。

○生涯学習課長（大森隆市君） 公民館は土日も日直の対応はおりますので閉まっていることはありませんので、入ってごらんになっていただくことは可能でございます。大丈夫です。

○議長（三浦清人君） 佐藤正明君。

○6番（佐藤正明君） 質問が下手なもので1番と2番一緒になって今後の計画まで終わってし

まったんですが、やはりそういう貴重な資源等、史跡等ですか、今後活用していかなきゃならないことはもちろんでございますので、今から南三陸町、復興からあけた後、やはり観光客等にも頼らなきゃならないというようなことでございますので、そういう史跡めぐり等も大事になってきますので、今後ともさらに努力を重ね、調査して努力をしていただきたいと思います。

以上、私の質問ですか、これで終わりにしたいと思います。

○議長（三浦清人君） 以上で佐藤正明君の一般質問を終わります。

次に、通告4番、今野雄紀君。質問件名、1、「マチドマ」の利活用について、2、復興公園について、3、生ごみの減量化について、以上3件について一問一答方式による今野雄紀君の登壇発言を許します。今野雄紀君。

〔9番 今野雄紀君 登壇〕

○9番（今野雄紀君） 議長の許可を得ましたので一般質問させていただきます。

まず第1件目、役場の顔は町長ですが、庁舎の顔であるマチドマの利活用について伺いたいと思います。

先日も風の里さんが利用されていたり、あと少し前だとどこかの中学生の方が来てお出迎えとかそういった利活用をなされているみたいですが、生涯学習センターの活用後、その後、余り利活用されていない状況に見受けられます。そこで伺いたいのは、今後のマチドマの使い方、利活用をどのようにしていくのか。

あともう1点分けて、同じ場所にあるカフェスペースの活用について。あれほど頑張っていたカフェの撤退がとても残念でした。今はやりの自動化といいますか、そういった流れなのか、現在、さきの議会でも伝えていただいたように販売機が設置され、庁舎内の方たち結構利用されているようです。そこで、今後、近隣の住民の方たちも集える場へとどのように活用を考えているのか、町長に伺いたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（三浦清人君） 町長。

○町長（佐藤 仁君） それでは、今野雄紀議員の1件目のご質問、マチドマの利活用ということについてお答えをさせていただきますが、まず1点目のご質問、今後のマチドマの使い方についてであります。ご承知のようにマチドマにつきましては、町民の交流の場、協働の場として気軽に利用できる役場庁舎を目指し設置をいたしました。現在も庁内各部署での主催行事はもちろんのこと、後援や共催という形でイベントの実施や作品展示、講座の開催、さらには待合スペース、憩いの場としてご利用いただいているところであります。

今後は、町特産物のPRなど産業振興の場としての活用についても検討していきたいと考えております。

次に、2点目のご質問、カフェスペースの活用方法についてであります。カフェスペースについては、来庁者の利便性を向上するために設置したものでありまして、公募により事業者を決定し、新庁舎開庁後の10月から営業を開始したところであります。しかしながら、第4回臨時会の行政報告でも申し上げましたように、カフェ事業の不振に基づく相手方からの申し出によりまして、本年3月31日でもって財産の貸し付けを解除したところでありまして、これを受けて再度運営事業者を公募いたしました。残念ながら応募はありませんでした。

このようなことから、現在は自動販売機を設置いたしまして来庁者等に飲料を提供している状況にあります。

カフェスペースを含むマチドマについては、所期の目的が達成されますようにその利活用について引き続き検討していきたいと考えております。

○議長（三浦清人君） 今野雄紀君。

○9番（今野雄紀君） ただいま町長より答弁ありました。そこで、交流、共有の場、そしてあとは憩いの場、そういう答弁がありました。そして、近い将来的に町の特産物などを展示したいという、そういう答弁ありましたけれども、それでは今後の利活用としてはよく県庁とかの1階にあるようなあいったホール的な活用をされていくのかどうか、再度確認させていただきたいと思います。

○議長（三浦清人君） 町長。

○町長（佐藤 仁君） 今野議員も県庁のロビーに行って多分ごらんになっていると思いますが、県庁のロビーにつきましては、各市町村であそこに店を出して各市町村の物産を販売するという形態をとっておりますが、町としても、ある意味、先ほど言いましたように物産関係のPRをするということになれば、いろいろな形の中で考えることができると思いますので、そういう利活用ということについても今後考えていきたいと思っております。

○議長（三浦清人君） 今野雄紀君。

○9番（今野雄紀君） では、あえて絞って物産に関してお聞きしたいんですけども、展示だけではなく将来的に販売も考えているのか、スペースがスペースで結構大きいので、そのところを伺いたいと思います。

○議長（三浦清人君） 町長。

○町長（佐藤 仁君） 今、確認をしましたところ、販売も可能だということですのでそういう

利用の仕方ということも含めて考えたいと思います。

○議長（三浦清人君） 管財課長。

○管財課長（三浦勝美君） 今のご質問に補足させていただきます。

県庁の事例でもありますけれども、庁舎管理規則というのが我が町も県庁にもあります。その中で、基本的に物販、物の販売は禁止となっております。あくまで行政庁舎でありますので、秩序を乱すような行為の場合とかも考えてそれになっているんですが、ただ、ただし書きの中で認めた場合ということがあります。

それで、これまで我が町のマチドマの利用形態、それから県庁の利用の仕方で共通している部分もございます。県庁の場合ですと、各行政部署が主催となった場合の展開、その中であのような特産物のPRとかがあります。その中で販売することはオーケーにしているという状況でございます。

そして、我が町のマチドマの使用の仕方としても、あくまで各行政部署との共催事業という中で、いろいろなそれぞれの事業のPR活動、そういうことでこれまでマチドマの利用をしてきたという状況にあります。

○議長（三浦清人君） 今野雄紀君。

○9番（今野雄紀君） 今、課長の詳しい説明がありましたけれども、そこで物産の販売はいいんですけれども、その方向性も1つは考えられると思うんですが、もう一方で、当初、たしか近隣に住む方たちも集えるような場所というニュアンスで私確認していたような気がするんですけれども、物産等ですと商店街その他どこでも売っているような感じなんで、そのことも大切かもしれませんけれども、あえて地域の方たちが集えるような使い方も考える必要があると思うので、そのところ、町長、ほかに使い道とかをお考えでしたら伺いたいと思います。

○議長（三浦清人君） 町長。

○町長（佐藤 仁君） 今野議員おっしゃるとおりで、基本的には地域の皆さん方に気軽に利用していただきたい、あるいは気軽に集まって、それぞれお茶飲みをしながらいろいろなお話し合いをしていく場所ということで提供するというので決めさせていただきました。

具体的に平成30年度にマチドマを利用した日数なんですけど、149日間利用してございますので、ほぼ3分の1以上はマチドマを利用しているということになりますので、ある意味、想定以上なのか以下なのかはともかくといたしまして、それなりにあの場所は利用していただいていると思っております。

○議長（三浦清人君） 今野雄紀君。

○9番（今野雄紀君） 今、町長の答弁あって、昨年というか149日間利用したという答弁ありましたが、それは多分今年度から少しは落ちつくんじゃないかという思いもあって今後お聞きしたいんですけども、私も先ほど冒頭言ったようにいろいろな各種講座とかそういったものを以前はマチドマでやっていたんですけども、そういった講座等いろいろなやつがほとんどと言っていいくらい新しくできた学習センターのほうで続けているような状況も見受けられます。

そのことを念頭に、今後、地域の方たちがどういった形で先ほど町長が答弁したように集える場、あそこの中にはやはり物産等の販売も必要かもしれませんが、やはりホールとしての、今、私も先ほど下に行って再々再度いろいろ確認して、両方窓とかあって結構広いいい感じの開放感があるので、今後、先日も先ほど申したように風の里さんで写真とかイラストっぽいやつを飾って販売か、あとは手芸用品みたいなものも売ったりしていたんですけども、そういった形でギャラリーっぽい感じで使っていく方法も一つの文化とか芸術をあれする意味で探っていく方向の1つではあるんじゃないかと思うので、そのところ、町長に確認したいと思います。

○議長（三浦清人君） 町長。

○町長（佐藤 仁君） 余り利用形態で絶対これがだめだとかはなかなかここでお話しませんが、多分、生涯学習センターができて、例えば、マチドマでラムサールの展示会もやりました。ですが、生涯学習センターで今度開催していますが、基本的に生涯学習センターで開催するというのはいろいろな資料がそろっているということです。したがって、その場所で写真を見て、いろいろな文章を読んでというだけでなく、もう少し深掘りをしたいという方々はその場所に図書館がありますので、そこでいろいろな資料を自分で持ち出してきて勉強するというのも可能な状況でございますので、基本的にそういった分野については多分、生涯学習センターのほうが使え得ると思います。

ただ、基本的にあそこのマチドマで難しいのは、音楽なんかが、台湾からも合唱団が来て歌ったりしているんですが、基本的にお昼休みしかある意味使えない、あるいは夕方、仕事終わってから、ご案内のとおり隣は町民税務課でございますので、町民の皆さんがおいでになりますし、電話もとったり受けたりということになりますので、あそこで音を出すということについては非常に時間的な制限はどうしても出てくるというのは当然だと思いますが、ただ、今、お話のようにギャラリーという形の中での利用の仕方ということについては何ら問

題はないと私は思っております。

○議長（三浦清人君） 今野雄紀君。

○9番（今野雄紀君） 今、町長の答弁あったんですけども、例えば、音楽に関していうと、平日はあれなんでしょうけれども、土日ですと多分あそこの窓というか戸を開けてもできるでしょうし、そういったことも音楽面では考えられると思います。

あともう1点は、絵とか写真展なんかも、そういったやつですと音が余り出ないのでできると思うんですけども、なるべくあそこががらんとというか、町民の人たちが入ってすぐの本当に顔の部分なので、もう少し造作を考えてもいいんじゃないかと思うんですけども、その点、何か定期的なイベントを考えられないのか、考える必要があると思うんですけども、そのところを伺いたいと思います。

○議長（三浦清人君） 町長。

○町長（佐藤 仁君） 基本的に、あそこの多分1回、どうなるかどうかわかりませんが、あそこ全部オープンになります。全部オープンになると、あそこの中で音楽とか含めてやると結構な方々があそこに集まるスペースがありますので非常にいいなとは私は思っております。ただ、さっき言ったように平日の就業時間にはちょっと難しいと思いますが、いずれ土日あたりになりますと別にそこは問題ないと思いますので、そういう利活用を働きかけることも1つの手段と思います。

もう少し、あと担当の企画課長から答弁させたいと思います。

○議長（三浦清人君） 管財課長。

○管財課長（三浦勝美君） 利活用の部分で申し上げたいと思います。

まず、どうしても行政庁舎であるということが基本にありまして、その中で町民の皆様にくつろげる場所とか集える場所であってほしいなと思います。まずもって、土日についても、やはり行政事務は休みではあるとはいえ一応窓口業務はあります。いろいろな届け出もあつたりもします。もちろん死亡届もあつたりもしますので、その辺のスペースが行政庁舎の中でいろいろな高音を出すようなイベントとかあると、微妙なころ合いもあるんでしょうけれども、その辺の届け出の部分の心証とかもありますし、いろいろな部分を考えますと、大きなイベントとなれば違う場所で選択していただきたいのと、その辺のころ合いは考えながら検討できたらと思います。

○議長（三浦清人君） 今野雄紀君。

○9番（今野雄紀君） 今、課長の答弁いただきました。町長の答弁と違って、課長はいろいろ

な役所は役所なりの公的な縛りがあっての今答弁だと思います。そこはわかるんですけども、そこで再度伺いたいのは、そういったギャラリー的などころでの活用方法も可能だということを確認させていただいて、次にちょっと角度を変えさせていただいて、せっかくの広いスペースなので、現在、余り活用されていない中、仮庁舎の建設課とか推進課の部署を移動というか、あの場所にできるんじゃないかという思いもあるんですけども、向こうの仮設の今後の復興の進みぐあいも完了期に来ている中でどのように考えているのか、伺いたいと思います。

○議長（三浦清人君） 町長。

○町長（佐藤 仁君） 今、お話の建設課、それから復興推進課、水道事業所、第2庁舎に行っておりますが、それをこちらのほうに、今はマチドマがあいているからそこに持ってくるという考え方はございません。いずれにしましても、あと復興・創生期間は1年半で終了ということになりますので、いずれそういった現在の課の見直しということが必然的に起きてくるわけでございますので、そういうのを踏まえながら考えていきたいと思っています。繰り返しますが、マチドマに今の第2庁舎に行っている課を持ってくるという考え方はございません。

○議長（三浦清人君） 今野雄紀君。

○9番（今野雄紀君） 町長の明確な答弁で移す考えはないという、そこはわかったんですけども、それでは再度確認なんですけれども、復興期間が終わって向こうの建設課、推進課は多分なくなるかどうかわからないんですけども、別の形を変えるかどうかわからないんですけども、そのときに、全部こちら本庁舎に入って入り切れる予定なのかどうかだけ伺っておきたいと思います。

○議長（三浦清人君） 町長。

○町長（佐藤 仁君） ちょっと企画課の課長も答弁させますが、基本的な考え方でこの庁舎設計してキャパを決めたときは、基本的には復興が終わってこの役場の職員が何人でここでやるかということについてこの庁舎の設計をしてございますので、したがって、当然、あと1年半たてば派遣職員の方々はまずほとんどいなくなるということになりますので、そういう意味では、この場所に全て入れるという考え方で設計をしておりますので、そこは多分心配はないのかなど。

いずれ、企画課長から答弁はさせたいと思います。

○議長（三浦清人君） 企画課長。

○企画課長（及川 明君） 考え方につきましては、今、町長が申し上げたとおりでございます。現在のところは、復旧・復興事業に応援派遣職員の方がいる分こちらに入り切れないということで、仮庁舎でそのまま業務を行っているということでございますので、いずれ2020年度を目指して復旧・復興事業を完了させるという目標の中で、その後は普通の建設課なり等がこちらに再配置になるような形で計画をされているというところでございます。

○議長（三浦清人君） 今野雄紀君。

○9番（今野雄紀君） マチドマに関しては、そういった形で利活用を考えているということで大体わかりました。

そこで、次に2つの枠のほうのカフェスペースについて伺いたいと思います。

先ほどの町長の答弁ですと、本来、来庁者等への対応の場みたいな形での答弁もありました。本年3月に撤退し、その後公募しても残念ながらなかった、そういう答弁ありましたけれども、改めて今後あのスペースを販売機だけ置いておくのかどうか、どのような形で考えているのか、今の時点でよろしいですので伺いたいと思います。

○議長（三浦清人君） 町長。

○町長（佐藤 仁君） 現時点での考えということですのでお話をさせていただきますが、この庁舎が完成する前からカフェスペースに民間の方々にお入りをいただいて、多分、ご承知のようにこの地域、喫茶店とかございませんので、そういうことを含めて、珈琲神社は別で、この地域の沼田地区ということ言えば、沼田地区にはそういったお茶を集う場所がないということですので、そういった方々の受け皿も含めてカフェスペースをつくろうということで作らせていただきました。当然、当時から公募を行いました。残念ながら、ちょっと有名なコーヒーチェーン店とかいろいろ声をかけたんですが、採算がまず合わないということでほとんどお断りをされました。

したがって、町内の3月31日まで受けていただいたところに何とかお願いできないかということをお話をさせていただいて、それではということで出店をいただいたんですが、前にもお話ししたとおり、残念ながら採算が厳しいということでございましたので撤退をさせていただきたいということでしたので、これから公募してもありませんでしたし、今後、引き続きまた公募しても、多分、採算といういわゆる民間企業として当然の部分なんですけど、採算がとれないということが明確な以上は、なかなかここに入ってくることは難しいだろうと思います。

したがって、現在、自販機を置いておりますが、当面は自販機対応ということにならざ



るを得ないと思っております。

○議長（三浦清人君） 今野雄紀君。

○9番（今野雄紀君） 今の答弁で町長の喫茶店という経営状況の厳しさとかそういったことを伺ったわけですが、そこで簡単に伺いたいのは、採算、採算という言葉が再三出ました。そこで伺いたいのは、こういった絶滅危惧っぽい店とか営業の店に対して、普通の事業ですと補助とか出るんですよね。ですから、もしカフェのようなスペースとして続けていくのであれば、やはり建物の入るところの優遇制にプラスしてある程度、どういう形かはもう私見当つかないんですけれども、補助的なものが出るのか。例えば、1杯300円で出さなきゃならないコーヒーを100円分補助してあげるみたいな、そういった形はとれるのか、とれないのか。急にであれなんでしょうけれども、そういうシステムとか制度があるのかどうかだけ伺いたいと思います。

○議長（三浦清人君） 町長。

○町長（佐藤 仁君） カフェを入りたいといったときに、先ほど言ったようにほとんどお断りをされました。したがって、相当の便宜を今回図らせていただいております。それでもだめだということでしたので撤退なんです。今、お話のように、例えば、300円のうち100円を補助するということになりますと、これはビジネス上といいますか商売上、どこの商売も、うまくいっているところは別ですが、なかなか厳しいというところがそういう制度を取り入れれば、うちにもということに絶対なってきます。

したがって、町としてその場所にお入りになった方にそういう便宜を図る、いわゆる補助金という形で中での投入をするということについては考えられないと思います。

○議長（三浦清人君） 今野雄紀君。

○9番（今野雄紀君） 今、補助の関係でお聞きしましたが、先ほどの今の町長の答弁ですと、改めてカフェのようなスタイルでの利用法は随分厳しいというか、もう半分可能性がないような状況と受けとめさせていただいていいのかどうかだけ町長に伺いたいと思います。

○議長（三浦清人君） 町長。

○町長（佐藤 仁君） 多分、今、想定するということはなかなか難しいと思いますが、唯一可能性があるのかなと思うのは、珈琲神社さんがどう判断をするかということが、ある意味、ひとつ町としての頼みの綱の部分もありますので、ご検討いただければ大変ありがたいと思いますのでよろしくお願ひしたいと思います。

○議長（三浦清人君） 昼食のため休憩をいたします。再開は1時10分といたします。

午後0時01分 休憩

---

午後1時08分 再開

○議長（三浦清人君） 再開いたします。

9番今野雄紀君の一般質問を続行いたします。9番今野雄紀君。

○9番（今野雄紀君） では、午前中に引き続き質問を続けさせていただきます。

そこで、カフェとしての使い道は難しいという答弁で午前中を終えましたので、次、あとせっかくの立派なスペースなので今後何かで使えないかということで、これから何点かいろいろな利用法があるということでお伺いしていきたいと思います。次の同僚議員の一般質問にもあるんですけども、それに差しさわりのないような形で伺いたいと思います。

そこで、私、ことしの3月というか6月議会で、カフェの部分が閉まったというところで最初に思いついたのが、協力隊員のサテライトみたいな形で、事務所を全部移すんじゃなくてああいった場所で見える形で活動してもらおうとよりいいのかなという思いがしました。そこで伺いたいのは、今後、本格的な活用も大切なんでしょうけれども、協力隊員さんたちのサテライトとして使えないかということでお伺いしたいと思います。

○議長（三浦清人君） 町長。

○町長（佐藤 仁君） 協力隊の関係のご質問でございますが、ご承知のように協力隊の皆さん方はそれぞれの分野、分野で今仕事をさせていただいておまして、別にあの場所に何としても来てサテライト的な立場と、いわゆる利用ということでなければならぬという理由は現状のところではないんだらうと思います。とりわけ、山の仕事をやっている方、農業をやっている方々さまざまでございますので、その場所、場所で彼らが仕事をしやすい環境であれば、別にとりわけあの場所をサテライトにしなければならないという積極的な理由はちょっと見出せないのかなと思います。

ただ、どこかで寄り合う場所といいますか、ちょっとみんなで集まってということであるならば、そういうことのお考えであるならば使っても別に構わないと思いますが、繰り返しますが、皆さん、それぞれの場所で仕事をなさっているという現実を考えたときに、とりわけそこでなくてはならない理由がなかなか見つからないのかなと思います。

○議長（三浦清人君） 今野雄紀君。

○9番（今野雄紀君） 確かに、町長今答弁あったように積極的にという思いでのあれはないんですけども、ただ、先ほど答弁あった山とかいろいろ、例えば、藍染めなんかなさって

る方はそういったところにある程度展示しながらとか、あとほとんど若い隊員さんたち、こいつで仕事していたりするものですから、関連の資料等を張りつけながら、そういった分野、分野ですとじゃなくて入れかわり立ちかわりのような形で使うと、より役所に来た方たちがほとんど「何だ、あの若い者、何やってんだ。」みたいな感じで、そうすると協力隊員がこれこれこういうわけでこういった仕事をしているということで、よりベーシックインカムで来ている若い方たちの活動が見えるんじゃないか、そういう思いもあったので、再度やれというんじゃないくて、今後もし活用できるんだったらという思いでお聞きしたいと思います。

○議長（三浦清人君） 町長。

○町長（佐藤 仁君） 活動紹介という内容でしたら別にとりわけ問題はないと思いますが、いずれこの件の質問については、多分、5番議員の質問と絡んでくるのかなと思いますので、ここはひとつご理解をいただきたいと思います。

○議長（三浦清人君） 今野雄紀君。

○9番（今野雄紀君） それも以前というか少し前にも協力隊員さんたちの活動報告会というのが、私、ちょっと聞けば行きたかったんですけども、後で聞いたもので、そういったものも行なっているらしいですので、そういったこともあわせてより日常的な活動が見えるんじゃないかという思いでしたので、あとこれ以上進めると次の同僚議員の質問に差し支えると大変なので、サテライトとしての活用も一応町長にお伝えしておきます。

次に、いろいろな使い方、私もいくつかあれしたんですけども、次にまた角度をがらっと変えて、せっかくのスペース、庁舎の利用規則はどうかわからないんですけども、喫煙所としては使えないのかどうか、そこのところを伺いたいと思います。

○議長（三浦清人君） 町長。

○町長（佐藤 仁君） 多分、喫煙者にとってはありがたいんでしょうけれども、非喫煙者にしてはありがた迷惑な話だと思います。ご承知のように4月1日に法律改正になりまして、公共施設内での喫煙は禁止ということになっておりますので、基本的にはあの場所で喫煙をするということとはできないと思います。

○議長（三浦清人君） 今野雄紀君。

○9番（今野雄紀君） 私もその法律の改正がわからなかったもので、そこで再度喫煙に関して伺いたいんですけども、それでなければ、現在、庁舎の外で吸っているみたいなんですけれども、それをより簡易的な建物というか囲うとかそういった考えは今後あるのかどうか、そこのところだけ確認させていただきます。

○議長（三浦清人君） 総務課長。

○総務課長（高橋一清君） 庁舎の利用方法については総務課から一定の考え方を示しておりますのでお答えさせていただきますが、基本、町長が答えたとおり公共施設の屋根の下で吸うことは一切禁じられましたので、その後につきましては、職員については一般のお客様と分けてということにしております。滞留する煙の問題がかなり大きく取り沙汰されてきて、それ以外のいわゆる喫煙者以外のお客様とは全く同じ空間にならないようにということと、滞留した煙が中に入ってこないようにということなどがあって、多くは屋根のないところで喫煙をしていただいているという方向での法改正でもありますので、当面は今の状態で考えておりますが、今後、他の自治体などの対応などももしそういった何か屋根などを付けてというようなことが見えてくれば、またそこは検討したいと思います。今のところは、そういったことで屋根のないところと考えております。

○議長（三浦清人君） 今野雄紀君。

○9番（今野雄紀君） もう1回だけ伺いたいんです。屋根のないところということなんですけれども、今回の法改正において、それでは公共施設の方たちが吸う場合の理想的な形というのが示されたのかどうか。まず、もしそれでしたら、例えば、今回のあれで必ず屋外に、今はオープンエアリーとか天井のないところで喫煙なさっているみたいですが、それが例えば、近くの道の駅みたいなテントみたいなこういった感じのやつが設置できるとかいろいろなことが検討できると思うので、そういった理想的と思われるようなスペースは今回の改正で明示になったのかどうかだけ伺っておきたいと思います。

○議長（三浦清人君） 町長。

○町長（佐藤 仁君） 町の考え方については、あと、今、副町長から答弁させますが、今、7月1日に禁止になりましてから私も中央省庁によく行く機会がございまして、あちこちに喫煙所があったのが現在はほとんど停止ということになっております。国土交通省とかあるいは総務省とかそれぞれ喫煙場所があったんですが、全て撤去ということになりましてそれぞれ屋外ということになっておりますので、大体がやっぱり公共施設で禁止というお触れが出て以来、それぞれの中央省庁も屋内での喫煙はほとんどというか多分全部ないと思います。

○議長（三浦清人君） 副町長。

○副町長（最知明広君） 私も喫煙者なのでちょっと調べたんですが、健康増進法が改正になって実際の施行といいますか、来年の4月1日なんだそうです。官公庁を7月1日にいわゆる先行で施行するというようなことなんです、基本的には望ましい姿は敷地内禁煙だそうで

す。考え方としては、やはり望まない受動喫煙、いわゆる吸わない人に配慮をすることが一番大切だと聞いております。それで、基本的にはいわゆる煙が滞留するような場所で吸ってはいけませんよというようなことなので、外も禁煙にしている役所もございます。本町の場合は、今、来庁者の方の喫煙所を1階に設けているんですが、それもほかの方々に煙が行かない場所ということで配慮をしているつもりです。

ですから、今後、先ほど総務課長も話が出ましたが、基本的にはたばこを吸わない人への配慮を含めて専用の建物、もしそこから煙が出るとすれば周りに通行人がいらっしやらないところとかそういうところを相当配慮してつくらなければならないと思っていますので、今、改めてまた検討をしているというような状況です。今のところは、外で煙がいわゆる周りの方に行かない場所で許可をしているという状況です。

○議長（三浦清人君） 今野雄紀君。

○9番（今野雄紀君） それでは、わかりました。健康増進の法律が強まる中で、喫煙する方にとっては逆にストレスで健康を害するような、そういうのを私懸念されるんですけども、今回の質問はカフェスペースの利用法ということで、こういった形でも使えればという思いからでした。

そこで、もう少し角度を変えて、本来ならではのカフェということに戻って、例えば、ブックカフェみたいな形で使えないのかどうか、そのところを再度確認させていただきたいと思います。生涯学習センターに図書館が移り、コアラ館なき後で近隣の住宅に住む方、例えば、中高年の方をターゲットにそういったブックカフェみたいな形で利用することも集う1つの方法だと思いますので、そのところを伺いたいと思います。

○議長（三浦清人君） 町長。

○町長（佐藤 仁君） 先ほど来、お話ししていますように、カフェについては町で直営するという考え方はございません。したがって、先ほど来、お話ししていますように、公募をした際にブックカフェ、今、お話のような形に中で入ることはできないのかということでご提案がいただければ、こちらで検討することはやぶさかではないと思います。

○議長（三浦清人君） 今野雄紀君。

○9番（今野雄紀君） 本格的なブックカフェじゃなくて、例えば、貸出不可の中高年向けの健康雑誌とかそういったやつを置くというか、そういった形でのブックカフェを私としては想定して質問したつもりなので、そういった集いの場というのはできるのかどうか、再度伺いたいと思います。

○議長（三浦清人君） 町長。

○町長（佐藤 仁君） 今、ここでいろいろやったんですが、基本的には、先ほどお話ししましたようにブックカフェで業として成り立つのかということと、それから基本的に今後、ただ単にそこに置けばいいのかということなのか含めて、どういうふうにこの辺お考えになっているのか。例えば、図書館から本を持ってきて本棚を置いて、そこに置いて、それで読んでいただくというレベルなのか、それともそうでないことなのか含めて、ちょっと再度、その辺お考え方について確認をさせていただきたいと思います。

とりわけ、多分、ご承知だと思いますが、病院に行つてわかると思いますが、病院には本をあちこちに置いてございます。いろいろな先生方が頑張って本を集めてもらって、患者さんあるいは外来の方々に時間つぶしでござんいただきたいということで本を用意してございますが、そういうレベルなのかどうか含めて、改めてお聞きをしていきたいと思つています。

○議長（三浦清人君） 反問権行使いたします。9番今野雄紀君。

○9番（今野雄紀君） 余り深くというか、先ほど町長が最初に言ったように金銭のやりとりとかそういったことが商売的なことじゃなくて、本当、コアラ館がなくなった後の近隣の住宅に住んでいる中高年の方たちがそれこそ気軽に来て集えるというか、そのときに健康雑誌とかそういったやつが読めればいい、ただ来るよりも。そういった形での簡易的な形での質問でしたので、そのところの答弁をいただければと思います。

○議長（三浦清人君） 町長。今の話です。

○町長（佐藤 仁君） 反問権だそうでございますので、今、そういうお話でございますが、図書館担当ですので生涯学習課長から答弁させたいと思つています。

○議長（三浦清人君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（大森隆市君） 議員いろいろ考えておられるんでしょうけれども、確かにコアラ館がなくなった後、町中の災害公営住宅とあとは小学校には全て移動図書館を回しているんですけども、一番気にしていたのは、コアラ館なき後のこの東団地周辺をどう考えるのかというのは図書館の課題の1つでありましたので、そこは何とか移動図書館でカバーしましょうと。

それと、もしマチドマに、貸し出しできないけれども、そこで本を読んでほしいということで本を置くのであれば、それはそれで町側の考え方に沿って我々は対応できればと思つておりますが、図書館の中では飲食禁止としているスペースがあつて、そこで本を読むのはご遠慮していただいております。ですから、カフェスペースの中で本をとというのはちょっと我々か

らすると本を汚されるようなことになると弁償という形になってしまいますので、よかれと思ってそういうことをすると、かえって利用者の方に迷惑をかけるということもございますので、飲食を伴わないマチドマでの貸し出しについては特段問題ないかとは思いますが、それでも。

○議長（三浦清人君） 今野雄紀君。

○9番（今野雄紀君） 今、課長答弁あったようにいろいろ進めていく上ではいろいろな障害があるという、障害というか超えなければいけないクリアする部分があるということでもわかりました。

あそこでカフェスペースも難しいということで、それで最後になるんですけども、先ほど町長答弁あったようにあと1年ちょっと、2年ぐらいで向こうの庁舎の人たちもこちらに迎え入れるという、そのところを前提に伺いたいと思います。

そこで、町長、野球が好きなので現在レギュラーで戦っているわけなんですけれども、それで高校野球に例えると、レギュラーになれなかったスタンドで応援しているいっぱい部員がよくテレビに映ります。それを例えさせていただくと、庁舎内で現在ここに集っている方たちも含めて、いろいろな庁舎内での利用方法のアイデアを出す、議会でいうなら特別委員会みたいな形をつくって、今後合同するまでにより効果的な使い方を検討していく必要もあるんじゃないかと思うので、そこで町長に今後の利活用の方法について伺いたいと思います。

○議長（三浦清人君） 町長。

○町長（佐藤 仁君） 先ほどお話ししましたように、平成30年度でマチドマを使った日数が149日というお話をしましたが、基本的に生涯学習センターができたことによってこれ回数は落ちていくだろうと思います。したがって、マチドマを多くの方々に利用していただくという観点で考えたときに、役場庁舎内の人間だけではなくて、あそこの場所の利用を普段している方あるいは利用したいという方々のご意見も集約する必要があるだろうと思います。

どうしても庁舎内ですと、どちらかというと仕事というのが第一義的に来ているわけですので、そういう立場と、それから全く利用したいという方々の立場というのは違うわけですので、どちらかで言えば我々は利用したいという方々がどういう利用形態が望ましいのかということのご意見をいただくということのほうが意味大事なのかなと思いますので、いずれ、今後、町民の方々も含めてどういう利用の仕方が望ましいかということについていろいろご意見を頂戴したいと思っております。

○議長（三浦清人君） 今野雄紀君。

○9番（今野雄紀君） では、ただいまで1件目の質問を終わりとさせていただいて、次、2件目の質問に移らせていただきます。

2件目といたしまして、復興公園について今回の議案の中に提出されていますけれども、公園の名称が決まったのか、もし決まったんでしたらどのような形で決まったのか、伺いたいと思います。

○議長（三浦清人君） 町長。

○町長（佐藤 仁君） それでは、2件目のご質問、復興公園についてお答えをさせていただきますが、町の施設の名称を決める方法といたしましては、復興公園に限らず一般公募を行うなど広くご意見を募集してその中から選ぶという方法や、町の案を複数提示させていただいてそれに対するパブリックコメントをいただいてその結果を踏まえて決定する方法、さらには、以上の方法によらず町が庁舎内において議論した上で案を選定して議会にお示しの上で決定するという方法もございます。

ご質問の復興公園については、南三陸町震災復興祈念公園のことと思慮いたしますが、この公園につきましては、東日本大震災で犠牲となられた方々を追悼するとともに、復興を祈念、いわゆる祈る場所、祈りを捧げる場所として整備をすることとしております。名称につきましては、平成23年12月の震災復興計画策定以来、一貫して震災復興祈念、いわゆる祈る公園と称した経緯もあることから、今後も引き続き同様の名称で取り扱うということにしております。

○議長（三浦清人君） 今野雄紀君。

○9番（今野雄紀君） 今、町長の答弁あったんですけども、ずっとその名称で使ってきたということですけども、これ例えば、陸前高田とか気仙沼も同じような名称なんですけれども、復興庁あたりからの指導というか何らかの縛りがあったのかどうか伺いたいと思います。

○議長（三浦清人君） 町長。

○町長（佐藤 仁君） それは国の省庁からの指示といいますか指導というのは全くないということなんです。

○議長（三浦清人君） 今野雄紀君。

○9番（今野雄紀君） 指導がないというんでしたら、そのような名称、私、先ほど町長答弁あった追悼、祈る場、そういう答弁がありました。そこで伺いたいのは、現在できつつある公園なんですけれども、何に手を合わせるのかを再度町長に確認させていただきたいと思いま



す。

○議長（三浦清人君） 町長。

○町長（佐藤 仁君） 多分、それは多岐にわたるんだと思います。お亡くなりになった方々にお祈りを捧げる場所でもありますし、それから震災で被災をされた方々が立ち上がってきたということも含めて、町全体に対するお祈りをする場所という想定で我々はこれまで進めてきたということでもあります。

○議長（三浦清人君） 今野雄紀君。

○9番（今野雄紀君） 犠牲になられた方、被災された方、そういうところではわかるんですが、何分どこの公園もそうなんですけれども、祈る場として実際果たして犠牲になられた方たちへの思いが通じるのかどうかという、私、そういう疑問をずっと持っていて、先ほど前議員の質問にもあったんですけれども、例えば、板碑のような形で公園ができたりすればそういう思いも強いんですけれども、何分当町では紙に書いた名前を祭って祈るという形なものですから、そのところ、どうしても誰のためにか何のために手を合わせるのか、そういう思いが、私自身だけかもしれませんが、とても弱いような気がしたものですから、そこで名称的には祈るというのも大切なんだろうけれども、逆にほとんどの公園自体、記念日の記念でも私はいいいんじゃないかという思いがするものですから、その点に関して町長に伺いたいと思います。

○議長（三浦清人君） 町長。

○町長（佐藤 仁君） 多分、この議論は前にも今野議員とお話をさせていただいて、我々の考え方はこういう考え方ですということでお伝えはさせていただきましたので、これ多分平行線になるんだろうと思います。陸前高田、気仙沼、東松島は祈るを使っておりますし、それから神戸と広島については記すということになっておりますので、どちらがということになりますと、これはどちらに旗を上げるかという問題ではなくて、そこはあとはそれぞれの自治体の判断というところに最後に委ねられるのかなと考えておりますので、ぜひ記すという思いを従来から今野議員おっしゃっていますが、我々は先ほど言いましたように震災の年の12月の震災復興計画から祈るという部分でこの整備を進めてきたわけですので、これからもそういった震災復興祈念、祈る場所ということで進めていきたいと考えております。

○議長（三浦清人君） 今野雄紀君。

○9番（今野雄紀君） 祈念の祈もそういった町長の答弁ですけれども、実は私、もう一歩進めて、復興公園でもいいんじゃないかという思いも最近してきましたので、その点に関しては

お聞きしませんけれども、そこで伺いたいのは、以前の私の一般質問で公園は観光に資するののかという問いをしたときに、町長は資さないという答弁いただきました。あそこで公園の形がだんだん現れるにしたがって、やはり商店街のすぐ向かいということもあり、観光公園のような形になってしまうんじゃないかという懸念がありますので、今回、町長の答弁では祈念公園でいくということですが、なるべく犠牲者、被災者の追悼にかなうような形の公園にしていく方法なりなんなりを町長に伺いたいと思います。

○議長（三浦清人君） 町長。

○町長（佐藤 仁君） 個々においでになる方はそれぞれの個々の心の中の問題でございまして、その方がどういう思いでこの場所に訪れるかということについて、いちいち我々がどうこう言える話ではなくて、要は町として基本的な考え方はこういう考え方で整備をしました、その中でおいでになる方々がどういう思いで来るのかということについてまで我々がとやかく言うものではないと思っております。

○議長（三浦清人君） 今野雄紀君。

○9番（今野雄紀君） 個々の問題という町長の答弁ですので、今回、公園の名称については祈念公園という形でいくということはわかりました。

ただ、その中にあっても、例えば、やはり先ほど言ったような板碑のような形で目に見えるような形の犠牲者の表示というか、そういうものは今後考えているのかどうか伺いたいと思います。

○議長（三浦清人君） 町長。

○町長（佐藤 仁君） 今はそういう考え方は残念ながらございません。前にもちょっと他の議員から質問あった際に、それを出すということになりますと改めてまたそれぞれのお一人お一人のご遺族の方々の意思確認をしなければいけないということになりますので、現在、我々が進めているのは名簿安置をさせていただくという形の中でおさめたいと考えております。

○議長（三浦清人君） 今野雄紀君。

○9番（今野雄紀君） やはり名前があらわれるように、これからはもしあれでしたら進めていただきたいと思います。

先ほど町長答弁あった名簿の安置ということは、それ私個人的にいろいろ考えたんですけども、例えば、広島の被曝された方たちが今でも毎年亡くなっている、そういったときに、よく陰干しとかのニュース、多分、町長もご存知でしょうけれども、そういったときに毎年

つけ加えるというか、そういったときには名簿安置というのは有効だと思うんですけども、今回の震災800有余人が亡くなって、それをやはりその後、毎年1人、2人とふえる可能性もないわけですから、その点に関して、私、いささか不満ではないんですけども、弱いような気がしていましたので、その点に関して再度伺いたいと思います。

○議長（三浦清人君） 町長。

○町長（佐藤 仁君） 今野議員ご承知なくてそういうお話をすると思いますが、実は831の方々で、行方不明の方々を含めてそうですが、全員が記帳、いわゆるお名前を記すということに賛成した方は全部ではございません。抜けている方々が結構いらっしゃいます。そういう方々は多分気持ちの整理がつけば、後日改めて記帳をお願いしたいという方々がいらっしゃると思いますが、全ての方々が応じてくれたわけではないということだけはお伝えしておきたいと。

○議長（三浦清人君） 今野雄紀君。

○9番（今野雄紀君） だから、今の町長の答弁で、私もいつの日か書いてほしいという思いになるような公園が完成することを祈って2件目の質問とさせていただきます。

続いて、3件目の質問に移らせていただきます。

質問の事項としまして、生ごみの減量化、ちょっと同僚議員からわかりづらいという指摘も受けまして、袋に出すごみの中に生ごみをなるべく入れないでバケツに入れるような取り組みをする必要が今後あるんじゃないかという思いから、減量への取り組み、そして2つ目として委託先での処理費用に対する町民への効果というか有効感、そういったものを伺ってきたいと思います。

○議長（三浦清人君） 町長。

○町長（佐藤 仁君） それでは、生ごみの減量化についてお答えをさせていただきますが、1点目の減量化の取り組みについてであります。ご案内のとおり生ごみについては平成27年10月より分別収集を開始するとともに、翌年9月からは事業系生ごみの受け入れを開始したこともあり、その収集量は年々増加傾向にあります。家庭から排出される生ごみについては、魚の骨、野菜くず、果物の種など今まで生ごみとして収集できなかったものの受け入れを開始するなど、分別収集の環境向上に努めているというところであります。また、事業系の生ごみにつきましては、飲食店などの事業所訪問を今年度も実施して、分別についてご協力をいただきながら収集率への向上へとつなげているところであります。

さらに、本年5月と6月の2カ月間、生ごみのたる常設設置の実証実験を菫の浜地区、寄木

地区の107世帯を対象に実施いたしましたところ、通常の回収量と比較して30%程度の増加が見られましたということから、今後、他の地域においても実証実験を行った上で常設バケツ設置の検討を進めていきたいと考えております。

次に、2点目のご質問、委託先での処理の費用対効果についてお答えをしますが、平成30年度における生ごみの回収量は314トン、1日辺りの計画処理量3.5トンに対し0.9トンとなっております。費用対効果を生み出すためには生ごみ量を計画どおり処理することが一番ではありますが、一方で、生ごみに関連する液肥やし尿、浄化槽汚泥などの利活用、さらには交流人口の拡大など定量的にはあらわすことのできない効果もあるということもお伝えをさせていただきます。

生ごみの収集量については増加傾向にあります、生ごみ分別が町民に浸透しているとは言いがたい結果となっていることから、今後も各地区での分別説明会の開催、事業所訪問等を継続的に実施いたしまして、ごみの減量と未利用資源の有効活用を図るとともに、ラムサール条約湿地登録、A S C、F S Cの国際認証を踏まえた町民の環境意識の向上、環境教育、気仙沼市への負担軽減などに努めてまいりたいと考えております。

○議長（三浦清人君） 今野雄紀君。

○9番（今野雄紀君） ただいま町長答弁あった5月、6月、先行的に葦の浜で常設で回収しているという、そのところをもう少し詳しく伺えればと思います。

○議長（三浦清人君） 環境対策課長。

○環境対策課長（佐藤孝志君） それでは、実証実験につきまして若干お話をしたいと思います。

いろいろ地域の説明会をする中で、なかなかごみがなぜ集まらないかということでもいろいろお声が出るのが、やはり週に2回しかどうしても回収しないということが一番の課題ということでお聞きになっておりました。

そこで、先行して実証実験、ここで決定ではないんですけども、一度具体的に取り組みをひとつしてみましようということで、ことしの5月と6月、先ほど町長が申しあげましたように、寄木、葦の浜の地区5カ所の生ごみのバケツの容量を調査させていただきました。その中で、他の調査対象外の地域については5%程度でありましたけれども、寄木、葦の浜につきましては32%という情報が得られました。

5%という部分につきましては、例月、時期によりまして上限がございますので、他の地域については通常のごみの収集の状況だったわけですけども、30%程度ふえたということは、やはり出しやすい環境が一つできたのかなと。特に今の時期ですとおいとかがあってどう

しても家庭の中にはちょっと置けないということをよく耳にしますので、一度実験をして、1つの成果としてふえているという実態がございますので、もう少し他の地域でこういうものをやりながら、生ごみの回収を高めてまいりたいと考えております。

○議長（三浦清人君） 今野雄紀君。

○9番（今野雄紀君） 今、課長答弁あった先行で実験しているというの、これ効果があらわれるというか、ある程度固まった場合、全町的に広げていく可能性というかそういったものがあるのかどうか。当然、それを見込んで実験しているんでしょから、そののところが伺いたいと思います。

○議長（三浦清人君） 環境対策課長。

○環境対策課長（佐藤孝志君） 内部でも、いずれ他の地域での実証を踏まえて関係各課で調整しながら、財政的な部分もございますし、その辺は慎重に今後進めてまいりたいと考えております。

○議長（三浦清人君） 今野雄紀君。

○9番（今野雄紀君） 常時集めるという、そこに関しては今後取り組んでいくということで、そこで先ほど町長の説明があった説明会について、私、実は今回のごみ袋の有料化というか、それに関する説明会に顔を出させていただいた折に、以前よりもごみを入れるときの規制というんですか、レギュレーションというか、いろいろ以前はこういったやつがだめ、水っぽかったらだめとかそういったことがあったんですけれども、この前のアマタの社長さんが来たときの説明でも、白いバケツの内側を使わなくてもいいとかそういったいろいろな説明あったんですが、緩くなった部分というのはある程度あるんでしょうか。そののところを確認させていただきます。

○議長（三浦清人君） 環境対策課長。

○環境対策課長（佐藤孝志君） それでは、先ほど町長の答弁にもございましたように、差し当たり生ごみの分別につきまして、これまでこれもだめ、あれもだめ、ためるでいえばある程度大きなものはだめで魚の頭もだめですよということだったわけですが、規制をどうしても多くしていきますと、町民側からするとなかなか出しにくいという環境がありました。

そこで、やはりそういうことで一から十までだめだめということになりますと、なかなか生ごみの増加も見込めないような状況ですので、とりあえず処理をしている業者側である程度だめなものも引き受けまして、そちらでもしだめなものがあれば選別しながら出しやすい環境をつくってまいりたいと。その中で、生ごみの増加をふやしていきたいという、ひとつ処

理業者との協議の中で取り扱いを決めているような状況です。

○議長（三浦清人君） 今野雄紀君。

○9番（今野雄紀君） そういった委託先の業者さんに痛みをあれするような取り組みがなされたということで、そのことをもう少し町民の方たちに知らしめていくと、今よりも出しやすくなったんだということで、今までコンポストに入れていた在の方たちとかそういった方たちも協力という意味で入れるんじゃないかと思うので、そこのところの今後緩くなったという周知徹底ではないですけども、そこの広報が少し弱かったんじゃないかと、今まで。今回のごみ袋の有料化などに伴って、その部分も少しアピールする必要があるんじゃないかと思いますが、そこのところを伺いたいと思います。

○議長（三浦清人君） 町長。

○町長（佐藤 仁君） これまでもお話ししていますように、結局、生ごみの分別収集に取り組んだ際に一番の課題は、地域でどれぐらいの方々にこの事業に参画をしていただくかということが非常に大事でございまして、ですから、我々としてずっとこれまでやってきたのはとにかく生ごみの収集量を上げていくということに注力をしてきたわけですが、今、お話ありましたように緩くなったという部分について周知も多分している部分もあろうかと思いますが、今後、取り組み等については担当課を中心にしてやっていきたいと考えておりますのでご理解をお願いしたいと思います。

○議長（三浦清人君） 今野雄紀君。

○9番（今野雄紀君） 生ごみというか袋に入れる分の生ごみの減量化ということで、これからそういったことをもう少しアピールしていくとより減っていくと思われるので、そこのところは進めていっていただきたいと思います。

続いて、2番目に書いた委託先での処理費用の費用対効果ということで伺いたいと思います。

現在、委託先に委託料約8,600万円、そして収集分として約2,500万円、合わせて1億1,000万円ぐらいが委託費用として計上になっているわけですがけれども、集めた314トン、それを例えば燃やせるごみに出したとすると、換算で焼く分として課長に伺った限りではトン当たり1万6,000円に換算して約500万円ぐらい、灰の処分分として31トン分だと1トン約3万円前後ということで93万円、そして収集分の割合としては約300万円、合わせて1,000万円ちょっとぐらいの、もしごみ袋に入れて燃やした場合は1,000万円ぐらいで処理できるという状況の中で、委託と焼いたときの処理分の差額分の効果というのは、1億円分の効果と、液肥、その他いろいろあるんでしょうけれども、その分の効果は十分なのかどうか伺っておきたいと

思います。

○議長（三浦清人君） 町長。

○町長（佐藤 仁君） 今、今野議員おっしゃったように、金額ベースで考えた場合に費用対効果としてどうなんだということがございます。多分、ご指摘のとおりだと思っております。しかしながら、多分、震災以来、我々が取り組んできたいわゆる環境とエコタウンへの挑戦という考え方のもとで、我々はこういった取り組みを今進めてまいりました。ですから、ある意味こういった直接的な経費分については、今後、生ごみをいかにふやしていくか、そして焼却分をいかに減らすかということが町にとっての大きな課題の1つだと思いますし、今後もそういった取り組みをしっかりと取り組んでいきたいと考えております。

しかしながら、あとはまた別な観点でお話ししますと、うちの町の取り組みということについては、非常に各自治体から高い評価をいただいている。したがって、うちの取り組みについて全国からさまざまな視察団がおいでになって、今後、我々のまちでも取り組みたいという方々がいらっしゃいます。したがって、そういった先進事例という形の中で今我々が取り組んでいることが、最終的には費用対効果がうまくとれるということが一番重要ですが、そういった先駆的な取り組みをしているということも、ある意味、これは取り組みについて評価をいただいている部分もありますので、今後の生ごみの収集ということについて鋭意努力をしていきたいと考えております。

○議長（三浦清人君） 今野雄紀君。

○9番（今野雄紀君） 今、町長答弁あったように、たしか南三陸町震災復興計画、12年でしたっけ、そのときに3つの復興目標の1つとして、先ほど町長答弁あった自然と共生するまちづくりを位置づけ、翌13年、南三陸町バイオマス産業都市構想を策定し、生ごみによるバイオガス事業と木質ペレット事業を核として、森、里、海、町の資源ポテンシャルを相互につないで循環させるビジョンを示して、そのうちバイオガス事業は2015年から稼働している、そういうことを学者さんの報告の中であって、そこで伺いたいのは、集めた生ごみを液肥、あとガスに変えているということなので、そのガスの部分を伺いたいと思います。聞くところによると、3万6,000立方というんですが、それぐらい出るということなんですけれども、そのところ、ガスがどれぐらいできているのか伺いたいと思います。

○議長（三浦清人君） 環境対策課長。

○環境対策課長（佐藤孝志君） バイオガス事業ということで、今、今野議員がおっしゃられましたように最終的にはガス化して発電するというのが大きな役割であります。平成30年度の

バイオガス発生量ですが、約4万6,500立方メートル、発電量で申しますと58メガキロワットアワーということで、1世帯当たり大体年間3,600キロワットアワーを使いますので、大体平均的な世帯にしますと16世帯ほどの発電量になろうかと思えます。

○議長（三浦清人君） 今野雄紀君。

○9番（今野雄紀君） ガスは余り発電というか出ていないというような形なんですけれども、そこで伺いたいのは、先ほど言った構想の中でのペレット事業も入っているので、そのところを兼ね合わせて事業ができないかということで伺いたいと思います。例えば、生ごみを出す方達にとって出すことによって何かメリットというか、例えば、出す方たち全員が液肥を使うということではない状況だと思えます。そこで、新たに出した方たちがお得感を得られるようなことは考えられないのかどうか伺いたいと思います。

○議長（三浦清人君） 環境対策課長。

○環境対策課長（佐藤孝志君） 今の大きな課題は、とりあえず生ごみの大きな回収というのが一番の課題であります。ペレットも、先日、企画課長からいろいろ採算をとるために1,000トンから1,200トンの検討しながら、今後、評価委員会の中で検討していくというお話もございました。そのところがきちんとやっぴりはっきり出口対策になるようにしていかないと、生ごみでもお得感なるペレットなりをご提供するという1つの手法につきまして、やはり慎重にならざるを得ないというのが現状でありますので、とりあえず今のところは、できることを確実に上げて生ごみをふやしていくということに集中して取り組んでまいりたいと考えております。

○議長（三浦清人君） 今野雄紀君。

○9番（今野雄紀君） それでは、私から1点だけ、ガスとペレットを利用して再三この議場でも私言っているんですけれども、温浴施設みたいなやつを木質ペレットというか再生エネルギー事業の中でそういったメニューを見つけることが探せばできるのかどうか伺いたいと思います。

○議長（三浦清人君） 企画課長。

○企画課長（及川 明君） 実際に木質ペレット、木質バイオマスを活用した温浴施設というのは全国でも数カ所実際はあります。ただ、そもそも温浴事業等を運営している母体がそういったものを使っているのか、その辺はちょっとわかりませんが、非常にペレットにしてまで温浴に使うというよりはチップにして使ったほうが当然経費はかからないと思えますので、そういった費用対効果の問題もあるかと思えます。ただ、ペレットにつきましては、チップ



もそうですが、発電設備も国内には何か所かございます。今はそのペレットという1つのバイオマス産業都市構想の2つの柱のうちの1つ、これをいかに出口を確保しながら事業化に持っていくかという部分を検討しているという状況でございます。

○議長（三浦清人君） 今野雄紀君。

○9番（今野雄紀君） 課長からペレット及びチップという答弁ありました。そこで伺いたいの、当町でも、まちおこしでもペレット関係で取り組んでいるみたいですが、そこで町内で山藤さんとか山健さんが組んだペレット事業があるということを知ったんですけれども、そういった方の取り組みは燃やすためなのか、発電なのか、そこわかりましたら伺いたいと思います。

○議長（三浦清人君） 農林水産課長。

○農林水産課長（千葉 啓君） 現在、山藤運輸さん、あとは山健さんでやっている事業につきましてはMMRという事業なんですけれども、これに関しては将来的に町内にペレット工場をつくれないうところの中で、現在、出口対策及び採算性も含めながらの検討をしているという内容でございます。

○議長（三浦清人君） 今野雄紀君。

○9番（今野雄紀君） じゃあ、今のMMRの出口対策で、聞くところによると発電のほうが強いようなイメージを私、聞き取った先では聞いたんですけれども、まだそこは確定していないのかどうか。今、探っている状況なのか、それともペレットを燃やして何ぼにするところなのかだけ確認させていただきます。

○議長（三浦清人君） 農林水産課長。

○農林水産課長（千葉 啓君） まだペレット工場をつくって発電という、将来的な部分はそういう考えもあるんでしょうけれども、とりあえず出口対策という中で、先般も答弁にございましたように町内での1,000トンから1,200トンを含めた中での出口対策、当然、現在使っている公共施設及び民間でのボイラー改修等の際にペレットを使っただけという更新の際の利用ですとか、そういった出口対策の採算性を含めたペレット工場という部分がとりあえずの目標であると考えております。

○議長（三浦清人君） 今野雄紀君。

○9番（今野雄紀君） 大体ペレットに関してはわかりましたけれども、そこで再度戻って伺いたいの、結構前回でしたっけ、議員講座とかに行っても中央庁の役所の人に来て、木質バイオとかエネルギーの補助事業とかメニューが結構あるような説明を……。

○議長（三浦清人君） ちょっとストップ。傍聴の方に申し上げますけれども、写真撮影はよくないので控えていただきたいと思います。

続けてください。

○9番（今野雄紀君） 補助メニューが結構あるような形でニュアンスを受けてきたので、担当の方もそういったメニューを選んで、私、以前から言っているようにコンパクトでもいいのでとりあえず入浴施設をつくれなにかという思いを伝えるわけなんですけれども、そのときに、例えば、バイオガスも圧縮しないと持ち出せないということなので、圧縮とかを実現させてバイオガスとペレットとかチップで熱源に温浴施設を回すという構想というか描けないものかどうか、伺いたと思います。

○議長（三浦清人君） 町長。

○町長（佐藤 仁君） 入浴施設に前回も大分こだわってお話をいただいておりますが、入浴施設のことに特定した話をしますと、エネルギーの問題よりも、問題はその施設を誰がどうつくって運営するかということのほうが基本中の基本です。エネルギーのことというのは、ある意味、それに付随した形の中でエネルギーを使えないかということが物事の考え方の順番とすればそうなんだろうと思います。したがって、エネルギーがあるから建物どうするのという議論というのはちょっと逆になるのかなと私は考えております。

○議長（三浦清人君） 今野雄紀君。

○9番（今野雄紀君） 今、町長答弁あったようにエネルギーに関してだけじゃなくて、例えば、温浴施設とかだと健康増進、いろいろな分野で町民の方たちが恩恵というか得られるんじゃないかと思う。そこで、話が先ほどのものに戻ると、熱源をバイオガスとそういったペレットなりチップで賄うことによって、例えば、将来的に生ごみを幾ら幾ら出すと温浴施設のクーポンかなんかがもらえるよみたいな、割引券とかただ券でもいいんですけども、そういった形に持っていくとより町民の方たちも受益というか、こういった町の大きな柱の事業に対して貢献しながら、そして自分も恩恵というんですか、そういうのを得られるというお得感もあるような形で、何しろきょう、あすというわけじゃないので、バイオ事業が進むにつれていろいろな、それこそ4度ぐらい申しますけれども、木質関係の補助メニューも結構そろっているみたいですので、それらをできれば健康増進とかに組み合わせるかどうかして実現できないものなのか、実現していけるように取り組めるのかどうか、伺いたと思います。

○議長（三浦清人君） 町長。

○町長（佐藤 仁君） ちょっと温浴施設の件ですが、実は町内の今かさ上げた土地の中で、

基本的にあいている土地がございます。その場所に、実は今、今野議員がおっしゃるように温泉施設をつくらないのかということの要望はあります。いわゆる町に滞在する時間を長くしていただいて消費額をふやすということがある意味地域経済にとってプラスになるだろうということで、まずいろいろなご意見をいただいております。そういう中での我々も実は内々にそういった水面下でいろいろな動きはしてまいりました。しかしながら、どうしてもやっぱり民間企業ですので、ここの地域のマーケット調査をしたり、どうもここで採算をとるのは難しいというお話になりまして、実は正直申し上げて頓挫しているということもございます。

したがって、例えば、本当に温泉施設が来ると、こちらにオープンしてもいいとなったときに、例えば、1つの生ごみの収集の恩恵として入浴券をお渡しするということは多分可能なんだと思います。しかしながら、その大前提の部分が、なかなかこれが一筋縄ではいかないというのが我々の今これまで取り組んできた中での経緯と申しますか、そういう状況にあるということだけはお伝えをさせていただきたいと思っております。

○議長（三浦清人君） 今野雄紀君。

○9番（今野雄紀君） 今、町長の答弁で、水面下でいろいろな検討もあったという答弁をいただきました。私個人としましては、歌津地区にも商店街があり志津川地区にも商店街、そして入谷地区にはいりやど、その他いろいろな施設があります。残ったもう1カ所にできれば優先的にそういった施設が来ることを望ませていただいて、生ごみの減量化、それをより出した方たちにお得感が出るような形にしていっていただきたいという思いを伝えて、一般質問とさせていただきます。

○議長（三浦清人君） 以上で今野雄紀君の一般質問を終わります。

ここで暫時休憩をいたします。再開は2時30分といたします。

午後2時11分 休憩

---

午後2時29分 再開

○議長（三浦清人君） 再開をいたします。

10番高橋兼次君より退席の申し出があり、許可しております。

それでは、休憩前に引き続き一般質問を続けます。

通告5番、後藤伸太郎君。質問件名、1、地域おこし協力隊の活動について、以上1件について一問一答方式による後藤伸太郎君の登壇発言を許します。5番後藤伸太郎君。

〔5番 後藤伸太郎君 登壇〕

○5番（後藤伸太郎君） それでは、一般質問させていただきたいと思います。壇上からは、今回は通告1件ですので、最初の地域おこし協力隊の活動についてということでお話をさせていただきたいと思います。

南三陸町、人口減少に大変苦慮しておりますけれども、その打開策の1つとして交流人口の拡大を図っていくということは、これは地域の活力を生み出すために重要であると私も認識しております。地域おこし協力隊の活動もその一翼を担ってくださっていると認識した上で、現状について町長にお伺いしていきたいと思います。

最初の着任から3年以上がたちまして、現在も多くの協力隊の皆さんが町内で活動されておられますけれども、その成果をどのように考えていらっしゃるでしょうかと。あえて成果という言葉を使ってお話しさせていただくところには、私なりにはひとつ大きな意味があるのかなと思いますので、議論の中でその部分についても言及していければと思います。

1つは、活動の状況や成果が町民に十分見えているでしょうか。

2つ目といたしまして、協力隊の皆さんの活動のサポート体制、それから活動費、これは充足しているでしょうか。

3つ目といたしまして、今後も協力隊の活動事業を継続していくのかということをお伺いしたいと思います。

以上、壇上からの質問とさせていただきます。

○議長（三浦清人君） 町長。

○町長（佐藤 仁君） それでは、後藤伸太郎議員の地域おこし協力隊の活動というご質問ですので、お答えをさせていただきます。

1点目のご質問です。活動の状況や成果が町民に十分見えているかということについてであります。平成30年度から、パートナーである地元住民や行政機関を前に会員ご本人から日々の活動状況を報告していただく機会として、活動報告会を開催いたしているところがあります。今年度におきましては、町のホームページやSNSを活用して広く周知したところ、出席者数は昨年度の2倍となりました。また、隊員の紹介や活動状況を広報紙に写真つきで掲載したことで町民皆様の認知度がより一層高まるものと考えております。

なお、さらに認知度の向上を図るため、先ほど9番議員にお答えしましたようにマチドマを活用して隊員の紹介、活動状況を周知するコーナーの設置を検討しているところであります。

2点目のご質問、サポート体制や活動費は充足しているかということですが、隊員

に對しましては、役場はもちろんのこと、町内外のパートナーからの助言や指導、委託業者による移住生活面の支援や地域協力隊の調整などのサポート体制を整備しているところではありますが、隊員の方々の意見、要望を十分にお聞きしながら、スムーズに活動が行えるようによりよいサポート体制を整備してまいりたいと考えております。

活動経費につきましては、活動旅費や作業道具等の消耗品、関係者間の調整等に要する事務的な経費などに対し、総務省の制度上、年間1人当たり200万円を上限に特別交付税措置がなされているところであります。

最後に、3点目のご質問、今後も事業を継続していくのかということですが、総務省は、令和6年度には隊員数を8,000人に拡充する方針を示しているところであります。本町におきましても、町が抱える人口減少や高齢化といった課題解決のためには、地域おこし協力隊による地域の活性化は必要不可欠だと考えておりますので、今後も地域おこし協力隊事業を継続し、どのような人材、活動が必要であるかなど、関係者間による協議を重ねながら、より効果のある事業にしていきたいと考えてございます。

○議長（三浦清人君） 後藤伸太郎君。

○5番（後藤伸太郎君） ただいま町長からのご答弁いただきましたけれども、1つずつお伺いしていくこと、大きくは地域おこし協力隊という皆さんのいらっしゃる活動に対してどういうスタンスで臨んでいくのかということが実は一番大事だと思っておりますので、そこをちょっと町長と直接お話を伺っていききたいなと思うんですけれども、その前に何点かデータの部分を確認させていただきたいなと思っております。

まず、現在の地域おこし協力隊の皆さんの人数、それから一緒にお伺いしたいと思いますが、卒業された方の人数、後ろを向いて聞いたほうが早いんじゃないかという話もありますけれども。それから、あと途中で何かの事情があつておやめになった方もいるのかなと思っておりますので、そのあたりの人数的なことをまずお伺いしたいと思っております。

○議長（三浦清人君） 町長。

○町長（佐藤 仁君） 卒業生が3人いらっしゃいます。現役の協力隊の方が10人ということが現在の状況であります。

○議長（三浦清人君） 震災復興企画調整監。

○震災復興企画調整監（桑原俊介君） 1点補足で、途中で退任された方としてお1人おられます。

○議長（三浦清人君） 後藤伸太郎君。

○5番（後藤伸太郎君） 続いて、もともと地域おこし協力隊の皆さんをお呼びするというか、こちらにお入りいただいて活動していただく大もとの目的です。一体協力隊が入ることによってどういう効果がこの町に起こることを期待して、そこに総務省のお金ですけれども、予算をつけて皆さんにご協力いただけるのかと、その大もとの部分をちょっとまずお伺いしたいと思いますが、少し長くなるかもしれませんが、お答えいただきたいと思います。

○議長（三浦清人君） 町長。

○町長（佐藤 仁君） 補足的に後は担当課長から答弁させますが、基本的に地域おこし協力隊の募集については、それぞれの市町村においてそれぞれ考え方が違います。南三陸町の場合は、ある意味、移住・定住あるいは起業家ということでの募集と、そういった形の中で町の活性化の一翼を担っていただきたいというのが大もとであります。ただ、そうでない市町村もございまして、ただ単に役場職員のサポート役という形の中で採用している自治体も結構ございまして、したがって、ある意味起業と、いわゆる業を起こすということに特化をしているということは、ある意味、南三陸町としてはほかの自治体とちょっと違う部分があるのかなと思っております。

○議長（三浦清人君） 震災復興企画調整監。

○震災復興企画調整監（桑原俊介君） 余り補足するところはないんですけども、一応、総務省が推進する地域おこし協力隊員制度ということで、あらゆる地域活動に対して都市部からの活力、技術力、交流力をもって、地域の定着化を視野に入れながら、特に南三陸町では移住・定住策ということの1つとして考えているところであります。地域おこし協力隊制度を活用して、地域が提案する地域資源活用型プロジェクト、人材マッチングを高めて、より地域に根ざした活動及び効果の促進につなげたいものと考えております。

○議長（三浦清人君） 後藤伸太郎君。

○5番（後藤伸太郎君） そうしますと、これ最後にもまた振り返りで大きい問題だと思うのでお伺いしようと思うんですけども、起業、業を起こすほうです。朝起床するの起に業と書いて起業のほうだと思うんですけども、起業していただいて地域を盛り上げてもらう、地域に根ざした活動していただくためにお呼びしている。卒業生の方が3人いらっしゃる。ということは、極論を言えばその3名の方は起業していないと事業として失敗なんじゃないのという話に、厳しい言い方をすればなると思うんです。そこのところはどのようにお考えですか。

○議長（三浦清人君） 町長。

○町長（佐藤 仁君） 物事の考え方とすれば、後藤議員の言う一面も指摘としてはあるかと思  
います。しかしながら、私もビジネスマンといいますか経済人ですので、3年で地域で利益  
を出すような起業をするということについての困難さ、これ十分に私理解をしております。  
したがって、その中で結果として起業ができなかったから南三陸町の地域おこし協力隊  
の使命というのが失敗ということでは私はないと認識しております。

いずれ3年間で、1人途中でやめた方もいらっしゃると思いますが、それ以外の方についてはそれ  
ぞれの職場で、新しい道も含めて、その中で取り組んでいただいているということござ  
いますので、ある意味先ほど申しましたように定住と起業というお話をさせていただきました  
が、ある意味定住という部分についてはしっかりと南三陸町にご貢献をいただいていると  
私は認識をしております。

○議長（三浦清人君） 後藤伸太郎君。

○5番（後藤伸太郎君） あえて厳しい言い方をすることで議論が鮮明化していくんだらうな  
と思いますので、後ろで聞いていらっしゃる方が気分を悪くしないようにしていただきたいな  
と思いつつも、端的に申し上げていきたいなと思います。

協力隊全体としての目的が市町村ごとに違っていると、お金の出どころは一緒だけれども、市町村  
ごとにオーダーが違うわけですね。うちの町ではこういう人材を求めています、こういう  
ことをやってくださいと言っていますということがそれぞれ違っていると。南三陸町は、起業して  
いただくということにある種特化している部分があると。じゃあ、起業していない人が全部  
失敗なのかといったらそういうことじゃないと思いますよと、その過程においていろい  
ろな地域の交流だとか、さっき段階的に交流を深めていくというお話もあったと思いますけれ  
ども、その中で目に見えないような成果というものもあるんだというようなお話でお伺  
いしましたが、それでよろしいですね。

であれば、地域おこし協力隊、最後3点目で今後どうしていきますかと言ったら、拡充して  
いく方向だというお話のようですので、今、地域おこし協力隊の皆さんが活動していく中  
での目下の課題、一番難しい部分というのはどういうものでしょうか。お金なのか、人なのか、  
制度の話なのか、今はどのように分析されておられますか。

○議長（三浦清人君） 震災復興企画調整監。

○震災復興企画調整監（桑原俊介君） ご質問ありがとうございます。

課題としまして考えていますところとしては、まず活動費につきまして、先般、現役の地域  
おこし協力隊の皆様アンケートをとらせていただきまして、全般的なアンケートなんです

けれども、活動状況なり活動時間なり報酬なり活動費の状況ということで、でもその中でご意見としていただいておりますのは、活動費が少し足りないんじゃないかというご意見をいただいているところであります。こちらのところが一番の課題ではないかなと考えております。

○議長（三浦清人君） 後藤伸太郎君。

○5番（後藤伸太郎君） ご質問ありがとうございますと言われるとは思いませんでしたけれども、そうしますと今の中では、今、10人の方が活動されていると。その中、皆さんが今思っている現実として一番思っている課題としては、お金の話、活動費の話だということのようでございます。

私は、もう一つ違う観点から地域おこし協力隊の皆さんを受け入れている地域の皆さん、もともこの町で生活してなりわいを持っていらっしゃる皆さんに、地域おこし協力隊の皆さんの活動がちゃんと見えているかどうかと。地域に融合しているか、溶け込んでいるか、何かそこで交流が生まれて出会いがあってしっかりと地に足のついた活動になっているかどうかというところが、外から見たときのひとつ課題の1つなのかなと私は思っていますし、私のもとにそういう声がよく最近聞かれるようになりました。ただ、その課題というのは行政の中では余り把握していないということなのではないでしょうか。それは今のところ表立っての問題点としては捉えていないということでしょうか、どうでしょうか。

○議長（三浦清人君） 町長。

○町長（佐藤 仁君） 基本的に、そこが私、後藤議員とちょっと違うんです。今、地域おこし協力隊の方々10人いらっしゃいますが、その方々の活動そのものがすべからく町民の皆さんに融合しながら、周知をしながらやるべき仕事をやっている方と、あるいは、そうでなくてある意味地域の個となっている方々とタッグを組んでやっている部分があって、そのことが町民全ての方々に周知をするべき必要があるんだろうかということが私はあります。

ですから、それぞれ皆さん方が協力隊員としてうちの町においでいただいて、それぞれの自分の取り組みたいということにこれまで取り組んできていただいているわけでございますので、その中で先ほど言いましたように広報紙等で紹介はさせていただいておりますが、そういった広報紙で紹介はするものの、果たしてそれがすべからく町民の皆さんに全ての協力隊員の方々の事業を広く周知させなければいけない問題なのかという部分も、これは当然うちの町ではございます。

例えば、先ほど申しましたように他の自治体でさまざまな仕事の中で協力隊の方々をお迎え



しておりますが、さっき言ったようにただ役場の職員の一サポートしかしないという協力隊の方々もいらっしゃいます。そういう方々が、果たして町民の方々とどれだけ交わるのということになりますと、決して交わるというのはそう大きくはないケースがあります。

ですから、ある意味、どちらかといううちのケースの場合は、ある意味、町民の方々と交わりやすい職業といいますか取り組みというか、そういうことをやっているのはございますが、ただ、少なくとも繰り返しますが、すべからく町民の皆さんと融合しながら、タッグを組みながらやらざるを得ないという、やらなければいけないということだけではないと私は思っております。

○議長（三浦清人君） 後藤伸太郎君。

○5番（後藤伸太郎君） その認識は非常に大切な部分だと思います。後にとっておこうといえますか、いろいろ議論した後で最終的にそこに帰結していくんだろーと思いますけれども、最初の前段の部分で少しだけお話しさせていただきたいんですけども、確かに活動が全て町民の皆さんに広く知れわたって、ああ、あの人来てよかったねと、あの人がこういう活動をしているんだって、みんな知っているでしょうと3年でなるかという話はそもそも難しいよねと。翻って考えれば、議会ってどうなのという話ですから。あなた方の活動というのはちゃんと町民に知れ渡っているんですかと言われたら、それはいろいろ我々も反省すべきところがあると。地元で長くやっている我々でさえそうなんだから、急に外から来た人が地元にはい、受け入れてくださいと、地元で受け入れられないとおかしいですよという話に、そこだけが結論になるのであればそれはおかしいと思うんですけども、そうでないことがあってもいいんじゃないのという話になると、今度はじゃあ皆さんの活動を一体我々どう評価していいのか、どう受けとめたらいいのかという話になると思うんです。そこが結果を出さないと、成果を出さないといけないのかなと。そこ以外にもう判断基準がなくなるわけじゃないですか。

活動の過程が見えなくても、ある種、地元の方とべったりくっついていなくても、ちゃんと自分の思い描いた理想を実現するために、それはきっと地域のためになることなんでしょうけれども、やり切ってくれば、そこで途中で地域の方々と無理に仲よくなる必要はない。そこを第一義に考える必要はないという考え方になっていくのであれば、じゃあどういふことでその人達を我々は評価したらいいんだろーという今度次の疑問が出てくるのかなと思っております、その点をはっきりとさせていかなければいけないと思うんです。どっちがいいのか、どっちがいいということでもないのかもしれませんが。きょうのあと何十分かの間に

結論を出したいと思います。

前半部分として、そこをちょっとまずお1つ今の疑問として提示させていただいて、質問の2点目にサポート体制、今さっき課題は何ですかと聞いたら活動費というお話でしたので、活動費の前にサポート体制ということがどうなっているのかということをつまず確認させていただきたいと思います。地域おこし協力隊の皆さんに来ていただいていると。今、担当は調整監が答えていますので企画課内にあるということだと思いますけれども、その間に業者さんが入っていると思うんですけれども、そういう体制で間違いはないでしょうか。

○議長（三浦清人君） 町長。

○町長（佐藤 仁君） 今、評価というお話が出ましたが、いみじくも後藤議員も議員という立場に翻ってくるとお話ししておりましたが、確かにそのとおりだと。議員の方々も町民に広く評価されているかということになりますと、これは大変疑問視せざるを得ない部分が多々あるかと思えます。ですから、地域おこし協力隊の方々幅広く町民から評価を受けるとい必要はないだろうと、私は思っています。

ですから、ある意味、評価を受けるとすれば、その方と一緒にサポートをしながら、タッグを組みながらやってきた事業をする方々、その方々からの評価というのがあれば、私はこの協力隊の方々の仕事というのは、それである意味1つの成果を出していると私は認識しております。

○議長（三浦清人君） 震災復興企画調整監。

○震災復興企画調整監（桑原俊介君） ご質問いただきました活動のサポートということなんですけれども、南三陸町においては、隊員の方々の活動経費の支出管理及びプロジェクトの進行管理などについて、株式会社E S C C Aに業務委託を行っているところです。

○議長（三浦清人君） 後藤伸太郎君。

○5番（後藤伸太郎君） 今、町長のお話、非常にわかりやすいと思います。地域におもねるばかりでは、自分のやりたい夢だとかそれこそ3年で起業するなんていう大わざ、荒わざ、離れわざを実現するためには、それこそ日々一生懸命、自分の思い描いたビジョンに向かってのやらなければいけないことのほうが山積しているでしょうから、それ以外の活動というのはなかなか難しいでしょうということにも一定の理解は示せると思います。

それはそれでまた後段でお話しさせていただきたいと思いますが、サポート体制、今、お話ありました。行政の方も担当の方がいると。E S C C Aさんもいらっしやると。じゃあ間に入っている皆さん、行政の方も含めてですけれども、これは地域と協力隊の方々、それ

からパートナーの方いらっしゃいます。それ以外で、行政の方とかE S C C Aの皆さんというのとは一体どういう仕事をなさっているのでしょうか。

○議長（三浦清人君） 震災復興企画調整監。

○震災復興企画調整監（桑原俊介君） どういうことを行っているかということでもありますけれども、まず我々企画課官民連携推進室ですけれども、地域おこし協力隊の活動に必要な経費というものをまず予算要求、それから採用、面接であったりとかそういうものを行っております。

実際の活動のサポートにつきましては、先ほどちょっと申しましたとおりE S C C Aさんに委託を行っております、そこでプロジェクトがどう進んでいるのかとかアドバイスであったり、あと支出している経費の管理だったり、あとは移住・定住とかの話にもなってきますけれども、そこら辺の相談を受けたりだとか、あと地域の方とのつながりを持たせたりだとか、そういうものを行っていると思っております。

○議長（三浦清人君） 後藤伸太郎君。

○5番（後藤伸太郎君） 私は、てっきり地域の皆さん、地域おこし協力隊の皆さんというのは基本的に南三陸町に住んだことのない皆さんが外からいらっしゃるわけですから、住まいのお世話、それから地域とのつながりというあたりに一番ネックというか難しさがあるのかなと思っておりましたので、その、例えば、人と人をつなぎ合わせたりマッチングしたり、例えば、こういう事業、農業をやりたいといった場合には、こういう手続が必要でこういう方に許可をとってこういう手順でやっていくといいと思いますよという助言をやっているのかなと、そこにコストがかかっているのかなと思っていたんですけれども、どうなのでしょう。その仕事は、委託業務の中では余り重要ではないと捉えてもよろしいでしょうか。

○議長（三浦清人君） 震災復興企画調整監。

○震災復興企画調整監（桑原俊介君） 今、お話しいただいた内容につきましては、そこも委託内容に含まれていまして、非常に重要な部分であると思っております。

○議長（三浦清人君） 後藤伸太郎君。

○5番（後藤伸太郎君） 先ほど、済みません、ちょっと質問がまとまっていないように感じるかもしれませんが、活動費の話が協力隊の皆様自身としてはなかなかの課題だなと認識されているということでした。私の知る限り、地域おこし協力隊の皆さんにお支払いする報酬は、たしか条例を改正して身分保障をちゃんとするんだよということで議会でも議論した記憶がありますので、その部分と事業費の部分があると。先ほどのお話の中では、特別交付税措置

される部分の年間200万円の事業費というものが地域おこし協力隊の皆さんとして使っていていいですよという部分だということのようですねけれども、その認識でよろしいでしょうか。要は、年間1人の隊員は400万円まで使えるという認識でよろしいですか。それとも、別な方にお金をお支払いする部分もそこに含まれていると、どちらでしょうか。

○議長（三浦清人君） 町長。

○町長（佐藤 仁君） 基本的な考え方だけお話しさせていただきますが、いわゆる報償費という形の中ではご本人に200万円、それから活動旅費等を含めたいわゆる経費という形の中で200万円ということになっております。ですから、この範囲内でということになるかと思いますが、もう一つつけ加えさせていただければ、3年たって起業するという場合には100万円が出るということになっております。

○議長（三浦清人君） 後藤伸太郎君。

○5番（後藤伸太郎君） じゃあ、もう一度確認ですけれども、年間400万円の活動費は皆さんが自由に使えるということですよね。1つは、前もちょっとお話しさせていただいたと思うんですけれども、総務常任委員会で高知県の四万十町に視察に行った際に、向こうも地域おこし協力隊を大分早い時期から導入されていて、すごくもう何十人という方が今入っていますし卒業されていて地元への定着率も非常に高い自治体だったんですけれども、事業費、活動費の部分をどうぞ使い切ってくれと行政の方は念を押しているんですというお話をされていました。それはそのとおりだと思うんです。3年で起業するのにお金はやっぱり正直いって幾らあっても足りないわけで、そこはちゃんと個人的に使えるような仕組みになっているべきではないかと思えますけれども、今、現状はどうですか。

○議長（三浦清人君） 震災復興企画調整監。

○震災復興企画調整監（桑原俊介君） 地域おこし協力隊員が使えるお金ということで、総務省の制度上、年間上限400万円ということになっております。1つは報償費として200万円部分がありまして、もう200万円というのが活動経費ということになっているところなんですけれども、南三陸町の地域おこし協力隊につきましては、先ほどお話ししましたE S C C Aというところに委託を行っているところなんですけれども、こちらネクストコモンズラボという枠組みに参画されておりまして、そちらに参画していることによって約半分の100万円というものがE S C C Aさんに活動隊の活動サポート費ということで入りまして、残りの100万円部分について隊員の方たちが活動に使えるお金ということになっております。

○議長（三浦清人君） 後藤伸太郎君。

○5番（後藤伸太郎君） 地域おこし協力隊の皆さんは、専業である必要はないわけですよね。副業も持っていいですよ。月々のそれは報酬ありますけれども、それ以外にその自分の活動費をしっかりと捻出するために、例えば、地域で副業するとかいうことも認められていますし。先ほど町長お話ありましたけれども、実際に起業するということになれば、地域おこし協力隊だから使えるという部分もありますし、そうじゃなくて、ただこの町で起業する方に対しての補助または商工会であったりそういういろいろな各種産業団体からの補助なんていうのも、それは1人の起業家として当然受け取れるわけですから、そういう部分を駆使していけば活動費としては、今、足りないという声もありますけれども、全くないというわけではないのかなと思います。

もう一つは、これはまた私個人の意見というよりはとある方からお話をご教示いただいた中から、ああ、なるほどと思ったことなんですけれども、そもそも何か補助金であるとか起業するためにこういうお金をどうぞと言われて、それだけ当てにして起業してうまくいくかという話です。それで補助金がなくなった次の年からはもう事業回らないんじゃないの。もともと地域にどういう資源があってどういう魅力があって、それをお金に変えていく仕組みは何なのかという話を自分の中で持っていて、初めて起業できるというお話だろうと思いますので、活動費が多い少ないという話はいろいろな判断基準があるんだろうとは思いますが、現状、地域おこし協力隊の皆さんが活動していくためにいろいろなサポートをしている団体に対しては、ある程度であれば手当があるわけですよね。それに対しての活動料として見合っているのでしょうかということは今度疑問になってくると思うんですけれども、もちろん雑駁な質問で大変恐縮ですけれども、町長としてはどのようにお考えですか。

○議長（三浦清人君） 町長。

○町長（佐藤 仁君） 雑駁な答弁になるかもしれませんが、基本的に制度をいじくるわけにはまいりません。基本的には、先ほどお話ししたように400万円マックスの中でやっていただくということが、これは制度ですのでそこはいじるわけにはまいりませんが、ただ少なくとも今、お話になりましたように、いわゆるE S C C Aの部分というのを含めての負担割合というものについては、ある意味、地域おこし協力隊の方々がおいでになった際に、その辺の説明は多分しているんだろうと私は思っているんです。

ですから、ある意味、これまでそういったお話等が直接的に、以前、私の耳に入ってきたことというのは基本的には余りなかった。昨今、近い時期になりますが、そういった今のお話みたいなのが聞こえてきていると私も認識をしておりますが、基本的に、繰り返しますが、

おいでになった協力隊の方々に組織としてこういうことですのでということで説明をして、納得して、そして協力隊員として活動していただいているものと私は認識しております。

○議長（三浦清人君） 後藤伸太郎君。

○5番（後藤伸太郎君） 今のところは非常に重要だと思いますので、やっぱりオーダーを、うちの町にぜひおいでくださいと、うちの町はこういう魅力がありますと、こういう事業をやっていたら多分すごく活力が上がると思うんですよというお話をして、皆さん、希望に燃えてといたしますか、起業家精神を持っていらっしゃる皆さんですから、きっとどんな困難があっても乗り越えるぞという強い気持ちを持っていらっしゃると思うんです。その方々にはちゃんとお話は通っているんですね。もう一度だけ確認します。

○議長（三浦清人君） 町長。

○町長（佐藤 仁君） 基本的には、そういった説明はご本人にはしているとはお聞きしてございます。

○議長（三浦清人君） 震災復興企画調整監。

○震災復興企画調整監（桑原俊介君） 隊員の方が町に入られる際に説明会を行っているんですけども、その際に委託業者に活動の費用の一部をお預けするという事は説明しているということです。

○議長（三浦清人君） 後藤伸太郎君。

○5番（後藤伸太郎君） 非常に自分なりにというか、先ほど壇上で申し上げましたけれども、成果という言葉をあえて使って、そもそもその成果を誰しもがすぐに上げられるような事業内容でもそもそもないわけですし、我々からして議会でも知恵を絞ってどうやったらこの町は活性化していくかという中でいろいろ探り探りで政策を打っていく中で、国を挙げてのこういう事業がありまして、うちの町としてもこれはぜひ利用すべきだろうと取り組んできた内容でございますので、根本から否定したいわけではないんです、もちろん。

もう一つ言えば、個人個人のせいでもないだろうと思っているわけです。地域おこし協力隊の皆さんが、今、あえて一人一人どういう活動しているんですかと質問しなかったのは、そこは余り重要ではなくて、そういう方々がいらっしゃるということが地域にどういう効果といたしますか価値を、新たな考え方みたいなものを生み出しているかというところが一番大事だろうと。町民の皆さんになかなかわかりづらい部分があるんじゃないですかと私が言うためには、当然、私自身は皆さんの活動を知っていなきやいけないと思いましたが、この質問する前からですけども、ずっと地域に入られている皆さんとは個人的にはすごく親しく

させていただいていますし、活動があれば、私、29年の6月にも同じような質問をしているんです。ネクストコモンズラボはどういう組織なんですかという話を一般質問でしているんですけども、そのときに、それこそ町長から議員の皆さんもどうぞPRに協力してくださいと、彼らはいいい奴なんで、そうは言っていないと思いますが、彼らの活動を地域に広めるためにも議員の皆さんもぜひお近づきになってというか仲良くなって認めてあげてくださいよというようなお話があったかと、当時の記録を読み返したらありまして、それ以来、私はいろいろな方と親しくお付き合いさせていただいて、それなりに活動報告会にお邪魔したり、彼らの活動自身もそうですし、彼らがいる場所に出かけていってそのイベントと一緒に参加したりということをやっているつもりでございます。

ひとつ先ほどまでの話を聞いていて整理すると、やっぱり個人個人のモチベーションであるとか能力であるとかそういうところよりも、そこに課題設定に無理があるとも思わないんですけれども、そこをサポートする体制にやや難があるのかなと。サポートしている人たちの姿が実は一番見えていないのかなと。だから、町民からするとあの人たちは何なのと、地域おこし協力隊というんだから地域を起こしているんでしょと、どこの地域が起こったんだという短絡的な思想になっていくわけです。そこがもう少し、いや、彼らはこういう人でいい人たちなんですよと間に入ってくれる人がもうちょっと多くないと、これはなかなか二極化していってしまうのではないかなと。その結果、一番不幸になるのは地域おこし協力隊の皆さんのほうだと思うんです。だから、それはなるべく早く食いとめたいと思うんですけれども。

済みません、ちょっと熱が入り過ぎて質問の前段が長くなってしまいましたけれども、現状のサポート体制は改善の余地があるのではないかなと私は思っておりますけれども、町長並びに担当をされている皆さんとしてはどのようにお考えでしょうか。

○議長（三浦清人君） 震災復興企画調整監。

○震災復興企画調整監（桑原俊介君） サポート体制ということで、こちらもアンケートをとったときに一緒にあわせてご回答いただいているんですけれども、やっぱりサポート体制について、隊員の皆様からは満足しているという回答は得られていないところです。

我々もアンケートの回答を真摯に受けとめて、今週から個別面談を隊員の方々とやろうと思っているところです。そこでご意見なり要望なりというものを丁寧に聞き取りながら改善を図っていきたいと考えているところであります。

○議長（三浦清人君） 後藤伸太郎君。

○5番（後藤伸太郎君） 私がもうちょっとサポートのしようがあるんじゃないのかなという結論に至ったのは実は理由がありまして、これもしかしたら最初に言ったほうがよかったのかもしれないけれども、先ほど町長とお話ししている中で、全ての協力隊の皆さんの活動をそれこそ全ての町民の皆さんに理解してもらおうとかということは土台不可能なことでしょうし非常に難しいことですから、それができないからだめだねという判断をしたいわけではないんです。

ただ、外向きの外からいらっしゃっている皆さんが町内にいない。それから、それが仕事だよという方もいらっしゃったりする。そういう方々が多くなると、地域とのやっばり温度差、摩擦ができてきちゃうというところがいろいろな方のお話を聞いていく中で、最初は、私も間に立つ者として、いえいえ、そんなことはないですよと言っていたものが、そうじゃない意見が多くなってくると、これは一体どういうことなのかと、やっばり話を聞きに調べに行かなければならなくなりますので、そういうことがとみに最近ふえたなと感じているわけです。

これを今後も続けていくのであれば、どういう人が来るのかというのは正直わからない部分がありますから、そこを例えば選ぶ目といいますか、どういうふうに皆さん受け入れて地域で地域おこし協力隊の皆さんとどういう化学変化を起こしていこうかということをもう少し吟味する必要があるのかなと思いますので、このタイミングで申し上げているということなんですけれども、事業が始まった当初と現在とそういった肌感覚が私の中で変化していつているなと感じるんですけれども、皆さんの中ではどうでしょう。余り変わっていないように感じるでしょうか。

○議長（三浦清人君） 町長。

○町長（佐藤 仁君） 企画調整監に答弁させるのはお気の毒ですので私からお話をさせていただきますが、基本的に一番大事なのは、冒頭お話ししましたように最終的にうちの町にお住みになっていただき、できれば起業していただきたいというのがうちの町の協力隊の本音の部分です。ですから、ただそれがかなわないケースもあるのはもうはなから想定しています。それほど簡単に起業できるものではないというのは肌で私は感じておりますので。

ただし、おいでになった方々が地域に一石を投じるということと、それからそれに伴って先ほど後藤議員が言った化学変化が起きていくということについては、これは間違いないものがあります。それを町民等しく皆さん方が評価するか、しないかという問題ではなくて、少なくとも協力隊の方々とかかわった周りの方々に化学変化が起きてくれば、それはそれで私



は成果としてはあるものだと認識してございます。

ですから、究極的には、我々としてお願いしているのは、ある意味、私たちが提案したものに対してこの提案だったら私はこれに取り組んでもいいよということで応募してくれるのが協力隊員の方々ですから、その中で精いっぱい力を発揮していただくということで活動してもらえれば、私どもとすればそれで大変ありがたいし、先ほど言いましたように究極としてうちの町に最終的にはお住まいになっていただくということが必要だと思います。

当初から、これから3年、4年たってきて肌感覚としてどう違うんだということですが、私自身として鈍感なのかもしれませんが、ある意味、うちとしての応募の仕方というのは従来から変わっておりませんので、それに応募してくれる方々がいらっしゃるということについてのそういった差異といいますか温度差みたいなのは、私は現時点としてそう感じていない。

ただし、それぞれの方々がどういう立場におられるのかということ、残念ながら、私はいちいち個別に確認しているわけではございませんので、それぞれの方々がどういう思いで今協力隊員として活動しているかということについてまで、心の中までは、残念ながら私はそこまで確認はできませんが、しかし、さっき言ったように、そういう意味としてうちの町の協力隊の募集の仕方含めて、意味として何ら変わってはいないと思っております。

○議長（三浦清人君） 後藤伸太郎君。

○5番（後藤伸太郎君） いろいろちょっとお話ししていく中で、スタンスの違いみたいなところはある程度明確になったかなと。サポート体制のお話、それからお金の流れの話、現在、どういう活動しているかというお話は明らかになってきたと思いますので、用意してきた質問としては大体これぐらいなんですけれども、最後、今、町長のお話がありましたので、最後というか今の町長のお話につけ加えて申し上げると、地元の側にも正直いけば問題があると思うんです。

外から来た人にはどうも距離を置くというか警戒するという人も少なからず多い土地柄なのかなと私は思っています、やっぱり震災があっといういろいろな方に助けていただきましたので、その分ですごく今までよりは、8年前、9年前よりすごく変わったという部分はあるんですけれども、それでもやはり何やっているのかなと、どこの誰だかわからない人にはちょっと一歩引いて身構えてしまうということはあるのかなと思っています、そういう人たちに、もともとバリアがある人に対してどうぞ受け入れてくださいというのは非常に逆に難しいわけで、そういう方は一旦置いておいて、であれば、じゃあバリアのない方、例えば、1回外に出て学生時代を過ごしてまた戻ってきた若い人たちであるとか同年代であるとか、も

しくは移住者同士でもいいと思うんです。そういう垣根の余り高くない人とうまく打ち解けていくということがすごく大事ななと思ってしまして、そこはE S C C Aさんですか、仲介業者さんが腕を発揮する場所というか、ぜひそういうところに活躍していただきたいと私なんかは思うんです。

なので、いろいろ全方位的に周知していくということは大事なんですけれども、ある程度ピンポイントで絞っていくということも大事だと思うんです。先ほど町長おっしゃってましたけれども、パートナーとして一緒に活動している皆さんの評価がある程度あれば、それで協力隊の活動の成果というのは一定程度出せるんじゃないかというお話がありました。

そこに一定の理解を示した上で何が言いたいかという、呼んだら来てほしいんです。皆さんのアピールが足りないんじゃないですかと言っているばかりじゃなくて、我々としても、地元にいる側としても協力隊の方が来るんだって、どういう人なの、ちょっと会ってみようとか話してみようとか飲んでみようかみたいなお話をしている、そういうバリアの余り強力ではない人というのは私の身近に結構いまして、その声を聞くんですけれども、ただ来てくれないんだよねという声は聞くんです。そうすると、おいおい待てよという話になるんですが、協力隊を飲み会に出席させるという話をこの場所ですべていいのかどうかわかりませんが、それは物の例えですが、そういう積極的にかかわろうとしている人たちはもうちょっと大事にさせていただいて、そこを仲介業者さんであるとか行政の皆さんにマッチングしてほしいなと思うんですけれども、そこはもう少し努力できるんじゃないですか。どうですか。

○議長（三浦清人君） 町長。

○町長（佐藤 仁君） 経験上お話しさせていただきますが、多分、後藤議員より私のほうが長く生きていますので、人はそれぞれいろいろです、基本的には。例えば、この町に来ていろいろな仕事をしたい、その方がすべからく地域の皆さんと仲よくなりたいという方もいらっしゃる、あるいは自分の仕事のエリアの範囲内だけでそこで自己完結できればそれでいいという考えの方もいらっしゃいます。

というのは、なぜこういうお話するかというのは、震災後に移住の方々がたくさんいらっしゃいました。あるいは短期でうちの町でアルバイトをする方々がいらっしゃいまして、当時、ユナイテッド・アースが募集をしております、そういう方々の年に1回の交流会があって、毎年、私と呼ばれられて、その方々といろいろなお話をさせていただきました。ざっくばらんに私に話しかけてくる人もいれば、あるいは全く引っ込み思案で話もしないような方もい

る。その引っ込み思案の方がなぜこっこの町に短期間でもボランティアで入ってきているのかなど。それはその人の心の中の自分にとっての使命というのがあると思います。ですから、その方々はなじめないかもしれませんが、何とかこの町でしたいとおいでになっている方々もいらっしやる。そういうさまざまな方々を私見てきました。

ですから、ある意味、後藤議員がこういうふうにということではなくて、そういうさまざまな人間の多様性というのがあるって、それを受け入れるのがある意味地域の懐の深さ、私はそう思っております。

○議長（三浦清人君） 後藤伸太郎君。

○5番（後藤伸太郎君） 済みません、数字で割り切れない話がずっと続いているので、聞いている側からするとどこまでこの議論が伝わっているのかなというの心配な部分でもあるんですけども、議長がそういう顔をされているのはそういうことなのかなと思ったりもするんですが、型にはめるのはよくないといいますか、こちらの一方的な思いであなたはそう思うでしょうけれども、それがありがた迷惑なひともいるよと、それはそのとおりにかなと思います。さすが私より長く生きているだけはあるなと思うんです。

ただ、やっぱり公費を使ってある程度効果を期待して皆さんに来ていただいているわけで、我々もそうですし地域おこし協力隊に来ていただいた皆さんのある種人生といいますか、生きていく中での一定の大きな部分を南三陸町が占めるといいますか、南三陸町で暮らしていただくわけですから、そこに対してのやっぱりケアといいますか、お互いに不幸にならないように、先ほど町長、反対の事例として、行政の手伝いとして人足的な形でお呼びして行政の仕事の外回りをやらせているような自治体もあるよねと、それは多分悪い例として示されたんだと思いますけれども、そういう不幸なことにならないようにするためにやっぱり細心の注意を払うべきだろうと思いますし、そうなるんじゃあ誰がどうそれをコントロールしたらいいのという話になるんですけども、私は、1つの回答として地域にもっと出ていくんですよ、出て行ってほしいと思っている人が多いんですよという話はやっぱりストレートに伝えていただきたいと思うんです、協力隊の皆さんに。

じゃあ、それ制度的にどうするのといえいろいろあると思うんです。例えば、地域参加、お祭りだとか地域の草刈りだとかに出るのはもう義務ですよとルールに明言しちゃうとか。個人個人の活動というのはおのおののテリトリーがありますから、ただ、地域おこし協力隊全体として10人集まって何かイベントに参加するとか、何かお店を出すとかわりませんが、そういう全体としての売り込み方ももうちょっと工夫するとか。

先ほど、前議員が一般質問の中でマチドマを活用してコワーキングスペースのようにして、そこで随時活動が見えるような、町民が行けば、それと協力隊の方々が何かそこで世間話でもいいですからつながりが生まれるような使い方はどうだという提案もありましたけれども、そういう協力隊の皆さんが何かやっているということに対しての説明、情報開示といえますか、そういうところが恒常的にできるような取り組みをつくっていくとかあると思うんですけども、現状、もう一步進めていくというようなお考え、具体的には何かございませんでしょうか。

○議長（三浦清人君） 震災復興企画調整監。

○震災復興企画調整監（桑原俊介君） 最初に町長からご答弁いただきましたが、マチドマを活用して隊員の紹介、活動状況を周知するコーナーの設置をするということで今考えているところなんですけれども、一応既に進めていまして、今週の金曜日をめどに隊員の方から紹介の原稿を締め切らせていただいて、来週の前半にはもう設置に向けて動きたいなと思っております。特に問題がなければこの会議が終わるまでには設置ができるかなと思っているところですので、設置した際には、ぜひ議員の皆様にもごらんいただきたいなと思っているところです。

○議長（三浦清人君） 後藤伸太郎君。

○5番（後藤伸太郎君） 最後にお伺いしたいんですけれども、町としてのやっぱりスタンスをしっかりと決めておくことは大事だと思ひまして、私は、もうちょっと地域に溶け込む姿がもう一步見えてほしいなという希望があってこの質問させていただいて、そう思っている人もいますよというのをそのままストレートに伝えさせていただきました。

お話の中では、そればかりが重要なのではないんじゃないのかと。いろいろな方がいるし自分のテリトリーを守りたい方だっているだろうし、その方がただこの町に来ようということの思いはあるわけだから、それを尊重したいという町長のご意見なのかなと思います。それはそれで、町としてはそういう考えなんだよということをはっきり言っていただければ、我々としても、私、先ほど地域おこし協力隊の皆さんは仲いいですよという話をしましたけれども、お会いするときとか町ですれ違ったときとかに、何か聞かれたり、あとは例えば、協力隊の活動に疑問を持っていらっしゃるような方々に対しても、私としても説明ができるのかなと思いますので、地域にももちろん溶け込みたいと思ってくる人とか溶け込むのが得意な人は、それは解け込んだらいいと思うんです。そうでない人もいるんだよということ認めていこうじゃないかというような考え方が町のスタンスかなと今の議論の中では見えてき

ましたけれども、それでよろしいのか。そこに何かメッセージを添えていただけるんだったら町長のお考えをぜひお伺いしたいなということと、それに対してのサポート体制含めて今後も現状の体制で進めていくのかどうかというところだけ最後に確認したいと思いますが、いかがですか。

○議長（三浦清人君） 町長。

○町長（佐藤 仁君） まず、第一義的に協力隊の方々、見ず知らずのところに来るわけですから、地域の皆さんでかかわりのある方はいわゆるサポートといいますか、ケアをするということは大事だと思います。ただ、目的が明確にあるわけです。その目的にその方々が向かって仕事をしている上で、もう一つ、例えば、地域イベントに10人の方々まとまって出てねとかということまで押しつけるつもりは私は全くない。

ある意味、これまでも地域おこし協力隊の方々にイベントに顔を出していただいて、協力もしてくれる方々もいらっしゃいましたし、そうでない方々もいらっしゃいますので、イベントをやっても、例えば、端的な話をしますと、町内でイベントをやっているからって町民が全て皆さん出席するわけでもなんでもありませんし、出てくるのはほんのごく一部の方々しかおいでになりません。それを地域おこし協力隊の方々に無理強いすること自体がいかげなものかなと思いますので、それは仕事以外のプライベートの部分については協力隊の方々のご判断で結構だろうと私は思っております。

○議長（三浦清人君） 震災復興企画調整監。

○震災復興企画調整監（桑原俊介君） 今後のサポート体制ということなんですけれども、令和2年4月から任用形態が少し変更になることになっております。総務省の会計年度任用職員という制度が導入されることによって、今、南三陸町の地域おこし協力隊の方々は非常勤の特別職という身分になっているんですけれども、こちらアンケートをとってどういう任用形態がよいのかとかいうのも今お聞きしているところです。先ほども申しましたが、今後、個別面談を実施する予定にしておりますので、その中で身分の話であったりサポート体制として要望があることであったりとか、そういうのをよくお聞きしながら委託業者も含めて今後しっかり検討してまいりたいと思っております。（「終わります」の声あり）

○議長（三浦清人君） 以上で後藤伸太郎君の一般質問を終わります。

お諮りいたします。本日は議事の関係上、これにて延会することにしたと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三浦清人君） なしと認めます。よって、本日は議事の関係上、これにて延会することとし、明10日午前10時より本会議を開き、本日の議事を継続することといたします。

本日はこれをもって延会といたします。

午後3時27分 延会